

平成21年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

平成21年3月10日（火曜日）

議事日程

平成21年3月10日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君
25番	山下和明君	26番	中司実君
27番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、河杉議員、5番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより早速質問に入ります。最初は、19番、重川議員。

〔19番 重川 恭年君 登壇〕

19番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。本日の質問は、1つに、浅学非才の私が学校教育に関する事項、そして2つ目に、私も高齢者の部類に入りましたが、福祉、老人介護の実態に関する事項、そして3つ目に、ふるさと納税、寄附金に関する事項の3点についてお尋ねいたしたいと存じます。執行部の皆

様におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず最初に、大項目1点目の学校教育についてお尋ねいたします。

昨今、子どもたちの学力、体力あるいは生活習慣等について種々言われております。ただ一口に教育と言っても、その指す範囲はすごく幅が広く、あらゆる分野で教育という言葉が使われております。それほど教育ということは大切であり、かつ重要な役割を担うものであると存じます。

例えば人間、生まれてから家庭に始まる乳幼児家庭教育をはじめ、学校における学校教育、社会にあっては社会教育という言葉も使用されております。また、その中にあって職場教育と言われるものもあるし、役所で言うならば職員教育という言葉もあると思います。市長、いかがでしょうか。さらには、成人教育とか、生涯教育と言われるものまで、俗に言うところの生まれてから墓場まで、いや、生まれる前の胎児教育という言葉もありますので、一生涯にわたって教育という言葉は重く、あらゆるところで使用されております。本日は、その中で学校教育、それもごく一部分についてのお尋ねをいたしたいと存じます。

平成18年12月に教育基本法の改正がなされました。その後、平成19年6月に学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律、それと教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律が改正施行されることとなりました。その中で、学校教育法施行規則の第52条、小学校でございますけれども、それと74条、中学校の規定によって、平成21年4月1日から、つまりことしの4月1日から、文部科学大臣が公示する新しい学習指導要領での学校教育がスタートすることとなっております。

そこで質問ですが、旧来の学習指導要領と新しい学習指導要領では、どこがどう違うのか。また、新しい学習指導要領は、概要、どのようなものなのかをお尋ねいたします。

2番目、また、昨年実施された全国学力・学習状況調査、あるいは全国体力・運動能力・運動習慣等の調査であります。その概要をお知らせください。

3番目、新聞報道等によりますと、山口県の順位は私の記憶では下位のほうにランクづけされていたと記憶しておりますが、その中にあって防府市の位置づけはどのあたりのランクであったのか。これは、文部科学省の調査目的である、全国的な傾向を見て、その状況を把握し、分析・検証することにより、今後の学力等の改善に役立てるものであるとの観点から、なかなか、どういいますか、順位づけするものではないというふうにも聞いておりますので、わかる範囲での御答弁をお願いいたします。

次に、大項目2点目の福祉に関する質問であります。昨今、全国的に少子高齢化が進行している中にあって、老人介護ということが身近で、また多くの各家庭で切実な問題となっております。その中で老老介護という問題も生じてきており、深刻になってきており

ます。そして、地方に行けば行くほど、現時点においてはその割合、頻度は高いとも言われております。

かつての日本では3世代同居も一般的であったとも言われておりました。しかし、少子高齢化、核家族化が進んだ結果の今日、高齢者の方が家族の高齢者を介護しなければならない老老介護という実態が身の回りに持ち上がってきております。介護する側の高齢者が介護疲れでまいてしまうという、笑うに笑えないことが現実起きております。

さて、厚生労働省が2007年に行ったと言われる国民生活基礎調査によると、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護の割合が、親族が同居しておって在宅で介護を行っている世帯の47.6%あり、60歳以上の範囲にまでそれを広げると、3年前調査の55.9%から59.1%に上昇しているとされております。その理由は、在宅での介護の担い手の高齢化と世帯の小規模化、つまり世帯分離等が進んでるのではないかとされております。

そのような中、夫婦両方またはどちらかが65歳以上か、65歳以上の単身で暮らしている世帯の数も全国では1,000万世帯を超え、超高齢化社会となっております。現在の推計世帯数は日本全体で4,803万世帯で、65歳以上の方がおられる世帯は1,926万世帯、約40%。ということで、約10年前の調査から今回の調査までの10年間に、ほぼ倍増していると言われております。この4,803万世帯のうち、単身世帯が433万世帯、率にして9%、夫婦2人のみの世帯が573万世帯、約12%となっており、合計で1,006万世帯と、いずれも過去最多を記録し、初めて1,000万世帯を超え、全世帯の21%を占めてる状況であると報告されております。

そのような中、家族の介護はというと、主に事業者、介護施設等でございますが、任せているという世帯が12%。前回、3年前、2004年調査でございますが、これに比べれば2%下がっており、60%が同居の家族による介護であると言われております。そのまた60%のうち、介護する側が70歳以上の割合は34%と、前回調査よりも6ポイント上回っておるとされております。70代を介護している44%が同じ70歳代で、介護する時間は、ほぼ終日つきっきり介護が22%、半日が10%で、うち60%以上の方がそのこと、いわゆる介護によりストレス、悩みという疲労があると回答されているということでございます。家族の負担は非常に多大であると、この調査では分析されております。全国的にも各地で、老老介護などによる疲れから多くの悲しい事故、事件が多く多発しております。

そこでお尋ねですが、今までの述べてまいりましたことは厚生労働省の調査による数値であります。防府市における老人介護や老老介護の実態、実情はどのようになっていますか。

るのか、数値等をお持ちであればお聞かせいただきたいと存じます。

次に、大項目の3番目の質問であります、ふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金であります。このことについて若干お尋ねいたしたいと存じます。

この件の質問につきましては、過ぐる平成20年の9月定例議会の一般質問で公明党の山根議員も触れられておりますので、その後期間も経過しており、状況も変化していると存じますので、簡単に質問をいたします。

ふるさと納税、寄附金につきましては、平成20年4月30日に地方税法が改正され、受け入れがされるようになったと記憶しております。これによって、県内各市町村においても少しでも歳入が増えれば、歳入の一環になればということで知恵を出され、受け入れに対する工夫をされておられますが、防府市の実情はいかがになっているかについてお聞かせ願いたいと存じます。

執行部におかれましては、誠意ある回答を重ねてお願い申し上げます。以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、老人介護とふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

まず老人介護について、防府市における老老介護の実態はどうかという御質問でございますが、防府市では毎年5月に、高齢者保健福祉実態調査を実施しております。この調査は、高齢者の生活実態等を調査し、その状況を把握するとともに、保健福祉サービスに対するニーズなどを把握・分析することにより、現状のサービスの効果測定・評価を行い、もって高齢者保健福祉施策推進のための基礎資料とすることを目的といたしております、山口県、山口県社会福祉協議会、山口県民生委員児童委員協議会及び防府市が実施主体となりまして、民生委員児童委員に御協力をいただきまして、実施しておるところでございます。

平成20年度の調査では、ひとり暮らし高齢者が3,576名で、高齢者人口の12.5%、75歳以上の高齢者2人暮らし世帯が1,158世帯で、全世帯数の2.2%、在宅寝たきり高齢者は158名という調査結果は出ておりますが、老老介護の実態は、まことに申しわけございませんが、把握できておりません。

防府市といたしましては、高齢者ができる限り、住みなれた地域で安心して生活していただけるよう、今後も高齢者福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、2点目のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成20年4月に、ふるさと納税制度を盛り込んだ地方税制改正によりまして、寄附金税制の見直しがされ、地方公共団体に対する寄附金については、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて控除されることとなり、ふるさとを離れている皆さんの、「ふるさとのために何かしたい」、「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という思いを寄附金という形で届けていただきやすくなりました。

このふるさと納税制度の開始に伴いまして、防府市といたしましても、多くの方々から応援をいただきたいという思いで、昨年6月に市のホームページ上に「ふるさと防府応援ページ」を開設いたしまして、ふるさと納税制度の仕組みや寄附の申し込み方法などをお知らせするとともに、寄附される方に寄附金の使い道分野を選んでいただけるよう、市の主要事業などを紹介しております。

また、より多くの人に制度をお知らせできるように、携帯端末から閲覧できるホームページにつきましても昨年10月に開設しておりますが、このほかにもパンフレットを作成して、いろいろな機会をとらえて配布したり、高等学校の同窓会誌等にふるさと納税制度の記事の掲載依頼をするなど、PR活動に努めておるところでございます。

なお、職員も全国各地の高等学校時代の同級生などにふるさと寄附金をお願いするためにパンフレットを送ったり、同窓会等において帰省中の同級生などに直接ふるさと寄附金をお願いをしたりと、全国から多くの応援をいただけるよう取り組んでいるところでございます。

私も全国の知人にパンフレットを送付して依頼をしたり、あるいは上京した折には、東京やその近郊の防府市出身の皆さんにお集まりいただき、ふるさと納税制度の趣旨を御説明し、その場で寄附の申し出をいただくなど、いろいろな機会をとらえて多くの方にお願いをしているところでございます。

そこで、御質問の防府市の実績についてでございますが、3月6日現在で寄附を申し出ていただいております方々が76人、78件、金額で185万4,000円の寄附のお申し出をいただいております。寄附のメニュー別では、1件の申し込みで複数メニューの申し込みをされた場合がございますけども、「元気に住める環境づくり」で6件、21万5,000円、「元気が育つひとづくり」が12件、34万5,000円、「元気を支えるぬくもりづくり」が12件、44万円、「元気を生み出すものづくり」が3件、2万円、「元気がにぎわう街づくり」が4件、10万円、そして「市長おまかせコース」が41件、73万4,000円となっております。

今後もこのふるさと納税制度を有効に活用して、できるだけ多くの方々から応援してい

ただために、あらゆる機会をとらえて積極的な啓発活動、広報活動を展開してまいりますので、議員の皆様も全国の同窓生や友人、知人の方々へのPRなど、ふるさと防府に多くの応援をいただけるよう引き続き御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、学校教育についての御質問でございますが、私もしっかりした学校教育の確立は極めて大切なことと深く認識いたしておりますが、詳しくは岡田教育長より答弁いただきます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 今、市長のほうから、老人介護の件とふるさと納税の件についてお答えいただきました。それで、社協なり、民生・児童委員なりのお手を煩わせて調査したと。ひとり住まいの高齢者3,576人ですか、それから75歳の2人世帯1,158世帯、それから在宅寝たきりの方、こういう方の調査はされたと。

これはこれで評価できるわけでございますが、現在、いつですか、ちょうど1週間前、3月3日の夜のNHK「クローズアップ現代」、これを見ておきますと、入院介護というものもやっておりました。そういうことで、今、入院介護は別にして、老老介護という実態が私の身の回りにも非常に多いわけでございます。

それで、まず最初に、ぜひ、こういう実態調査も国のほうではやっているわけでございますので、これがどういうルートから出た数字かわかりませんが、私がインターネット等で探したら、先ほど壇上で申し上げましたような数値が出ておるわけでございます。ぜひ、そういう実態の把握というのは、なかなか民間の調査というわけにもいきません。行政しかなかなかつかみ切れないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、そういうことも調査をされる時点であわせてできないものかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思うんです。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） ただいま申し上げましたように、現時点では老老介護の実態をつかんでおりませんが、毎年行っておりますこの調査でございますが、保健福祉実態調査を使いましてできないものか、あるいはほかの市町村がどういうことでやっているのかを調査しまして、こういう数字はつかまなくてはいけないと思っておりますので、新年度になってちょっと考えてみようと思っております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それじゃ、それはそういうことを研究されるということですから、了としたいと思います。

それで、ちょっと1点、お尋ねいたしたいと思うんですが、高齢者保健福祉計画でござ

いますね。これが第4次の資料を私、持ってるんですが、この前2月の20日の勉強会で、新しい保健福祉計画についての数字というか、これが示されました。この辺が第4次と今度は第5次になると思うんですが、どういうふうに違うのか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 第4次計画と第5次計画ですが、このたびの計画は、平成26年度までの長期計画のうちの平成21年から23年までの計画ということで、大幅な改正はございません。

施設整備につきましては、待機者の状況にすべて対応とはいきませんが、介護療養型医療施設の平成23年度末までの転換を考慮し、対応できるような整備目標を計画いたしております。

また、第1号被保険者の保険料の所得段階につきまして、今までの6段階から8段階へ変えました。これは、16年、17年度の税制改革によりまして、所得が変わらないのに本人が課税、または本人は非課税であるけれども世帯が課税になった方に対しまして激変緩和措置が設けられておりましたが、この措置が平成20年度で終了いたします。それに伴いまして保険料の負担が増し、本人または世帯の非課税から課税になった方の負担を軽減するため、第4段階を所得金額80万円で2つに区分し、従来の第5段階を所得額125万円で2つに区分したものでございます。

もう一つは、介護保険料の基準額が4,079円から3,989円と90円下がったことであります。これは、介護保険給付費準備基金4億円の取り崩しと介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受け入れにより、また、介護療養型医療施設の転換時期が早まったことによるものでございます。

以上が高齢者保健福祉計画、第4次計画と第5次計画との主な変更点でございます。以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） ありがとうございます。それで、現在、市内で介護認定を受けてらっしゃる方、これ、分類が1から5段階までだと思いますが、それと、支援認定者数、これ、分類1と2があるわけでございますね。これの数をまず、どのぐらいいらっしゃるのかお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

昨年12月末の数字でございますが、要支援1が1,028人、要支援2が627人、要介護1が884人、要介護2が802人、要介護3が690人、要介護4が589人、

要介護5が564人でございます、合計で5,184人の方が認定を受けておられます。
以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それで、今、ちょっと、ざっと5,200人ぐらいになるんですね。それで、要支援のほうは別として、介護のほうで認定されている方が、それから1,600ぐらい引きますんで4,000人ぐらいになるんですか。それで、現在施設での受入者数、これがどのぐらいあるのか。それと、それを引けば、結局は待機者ということになるのかもわかりませんが、その辺の関連をお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 施設の定員数でございますが、このたび、先ほど申しました作成中の第5次高齢者保健福祉計画における整備目標によりまして施設整備がなされた場合ですが、特別養護老人ホームが402床、介護老人福祉施設が401床、地域密着型特別養護老人ホームが116床、認知高齢者グループホームが144床となります。

それで、待機者でございますが、現在、在宅または入院中の要介護度4あるいは5の待機者が111名、要介護3以下の待機者が163名、合わせて274名と把握しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 今、健康福祉部長さんのほうでお答えになった402床、401床、それから116床、144床というのは、今度は第5次の計画でございますね。現在、わかりますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 現在ですが、介護老人福祉施設、これが特別養護老人ホームですが、これが352床、介護老人保健施設が310床、介護療養型医療施設が211床、地域密着型老人福祉施設が20床、それと認知高齢者グループホームが108床というふうになっております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） ありがとうございます。それで、今そういうふうなことで現在入ってらっしゃるんだらうと思えますけれども、待機者274、これは介護度4、5という方だというふうに、今、答弁がありましたけれども、1から5まで含めると、まだまだこの数は多いんじゃないかと思うんですが、それはどのぐらいいらっしゃるかわかりますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） ただいま274名と申し上げましたが、これは在宅または入院中の方で要介護が4及び5の待機者が111名、それと要介護3以下の待機者が163名、合わせて274名ということになります。ですから、まだこれ以外の方、当然おられるわけですが、施設に入所する必要ないとか、そういう方がございまして、今申し込みのあるといいますか、順番待ちの方がこういうふうな数字というのを把握しております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでお尋ねするんですが、今でも施設に入れない、順番待ちだということの、この数字を見る限りでは実態なんですよ。それで、今度4次の計画、5次の計画、それで今度、介護療養型医療施設、これが現在、平成20年度で256という数字があるわけですね。今度はこの前の2月20日の勉強会のときに説明があったのが、よその、この介護療養型医療施設はもうなくすんだと、これは国の方針だから仕方ない部分があるかもわかりませんが、なくすんだと。そうすると、その159が21年度において9床、認知症高齢者グループホームに行くということは、159の21年度計画で、150床の方が今度、医療療養型施設、こちらへ移られるということで間違いはないですか。ちょっと確認したいんですが。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今、方針で、介護療養型医療施設というのが、医療と介護がよくわからないというふうな格好になっておりますので、医療が必要な方については医療病床に行ってください。それで、介護が必要な方には介護老人保健施設へ移っていただくというような大きな計画がございまして、今の200床というのはどっちかに分かれるということになります。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 今、部長のほうから答弁がありました。そういうことで、150が医療療養型施設のほうに行って、91が23年度において介護老人保健施設に行くという数字が示されておりますが、今度、医療療養型施設、こちらへ行くと、これは新聞記事とか、週刊誌の記事によると、医療難民ということの言葉が踊っているわけですね。

それで、国のほうでは医療療養病床を25万床から15万床に削減とか、医療介護給付費を年間、これは国ベースですが、3,000億円削減すると。これがどんどん続いているわけですが、そうすると、今、部長がおっしゃった介護と医療の区別がなかなか

難しいということで医療に回されたときに、この数字で言うと150床ですね。そうなる
と、今度は医療のほうで医療制度改革というものがなされておって、もうこの病気に、あ
るいは傷である場合、手術したらもう何日間で出さなければ、診療報酬がその病院につい
ては削減されるということで、どんどん追い出しという言葉がいいのか悪いのかわかりま
せんが、させられているという実態があるということが、これは週刊誌の記事でございま
すが、新聞にも、これ、私、毎日新聞の1面でございますが、そういうふうに出てきてお
りますので、ぜひ、国策と言えども国策でしょうけれども、地方からいろいろ、一番困るの
は地方に住んで、一番末端の自治体、こういうところが一番住民と接する場面が多いわ
けです。そういうことで、ぜひまたこういうことは市長のほうにも要望したいと思うんで
すが、県なり、国なりにぜひ声を大にして言ってもらいたいと思いますが、市長、いかが
でしょう。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） これからの近未来の最大の課題の一つが、私は高齢者対策、高
齢者福祉対策ではなかろうかと、こういうふうに思っております。このような話は市長会
でも、そういう話はいつも出ておるところでございまして、必要に応じて全国市長会への
要望事項でも取り上げたりもしておりますので、引き続きそういう観点から取り組んでま
いりたいと思っております。よろしくお力添えお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それじゃ、また、市長のほうからいろいろなところに要望も
出してもらえるとということでございますので、この項の質問は終わって、次に、ふるさと
納税の件に移りたいと思います。

防府市の実態というか、昨年からの御寄附いただいた金額は184万円、それから
78件という数字を示していただきました。それで、これを私なりに、県内13市あるわ
けでございますけれども、防府市が、金額のこれは多い少ないでは一概に物は言えないと
思うんです。しかしながら、防府市は上から8番目に位置するわけでございます。人口規
模とか、そういうことからすれば、もうちょっとあっていいんじゃないかな。これは御寄
附なさる方の行為に甘えるもんですから、一概には言われませんが、多いところでは3,000万円、あるいは2,700万円、あるいは1,300万円、こういうような
数字も上がっております。この辺についてどういうふう感じてらっしゃるのか、お尋ね
いたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） ふるさと納税、寄附金につきましては、実はいろんな角度から

検討して取り組んできたところでございます。当初予算におきましては、500万円、とりあえず見込みということで予算計上の中に入れてはいるんですけども、達成率からいくと大変悪いわけでございます。35%ぐらいのところじゃないかと思うんですけどね。

私は2つ原因があると思ってるんです。1つは、他市の場合にいろいろお聞きしてみますと、超大口の方が、数百万円とか、1,000万円を超えるような金額とか、現実にご覧いただけます。我が市の場合、最高額の金額、お納めくださった方が12万円がお一人、それから10万円がお一人、あとは金額的に1口が5,000円でございますので、その1口というか、5,000円の方々が圧倒的に多いというのが実情でございます。私はすべての方々にお礼状を直筆で書いておりますので、よくわかっておるんでございますけども、それが1点目。

それから2点目が、他市の場合には、御存じかと思いますが、プレミアムといいますか、景品をおつけしておりますね。5,000円相当のお肉とか、あるいは5,000円相当の地元でとれた産物とか、あるいは産品とかですね。本市の場合、いろいろ当初検討したんですが、何か景品をおつけして、そのようなことをお願いするのは趣旨がちょっと違うんじゃないだろうかということで、山頭火の句を1句入れたクオカード、500円ですね、それを一律に、12万円の方にも1枚、5,000円の方にも1枚、お礼状と一緒に送付させていただいているのが実情でございます。

したがって、いやいやその産品を贈るのは、地場産品を買っていただいたというぐらいの思いになれば、産品も動いたということで結構じゃないかという見方もできないことはないと思うんですけども、防府市の場合には、ことしはそのようなことをいたしておりません。ことしというか、平成20年度はですね。

したがって、この185万4,000円というのは、経費は結構かかってますけども、お願いの手紙を出したり、あるいはお礼の手紙を出したりで、そこそこの経費はかかっておりますが、数百円かかっておりますが、比較的、そういう景品で5,000円とかというような物をお配りしていませんので、歩どまりがいいというか、表現は適切でないかもわかりませんが、そういう感じを私は抱いております。主に大口がないということ、それから景品つきでPRをしていないということでございます。しかしながら、これからはしっかりと努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それで、これは総務部長さんのほうの範疇になるのかもわかりませんが、今後における周知あるいは増収対策というか、この辺についてどういうふうにご検討いただいているのかお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今後の増収対策ということでお尋ねでございますが、先ほど市長の答弁の中にも記載をいたしておりましたが、今回、いろいろホームページなり、あるいは同窓会等々で皆さんにお願いをしておりますが、当面やれるのはこのくらいかなということで、さらに人づてあたりを頼って、お願いをしていきたいというふうな気持ちであります。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それじゃ時間がなくなりましたのでちょっと急ぎますが、6月の議会での同僚議員とのやりとりの中で、PRは、先ほど市長がおっしゃった句入りのクオカード、あるいはパンフレット、高校同窓誌、それから上京の折、出身者に参集してもらいPRと、あらゆる機会をとらえてと、こういうようなことをおっしゃっております。

それで、ふるさと大使というものが防府市には、かつてありました。それで、これが平成11年1月に中止になっております。それで、現在、各市ともそういうものを活用して、増収というか、PRもしてもらっているというようなことでございます。この平成11年の1月にふるさと大使を廃止というか、中止された理由というか、あるいはそれを復活させる意思はないのかどうか、この辺についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は私が平成10年にこの職に就任させていただいた当時は、ふるさと大使という制度がございました。それで、よく調べてみますと、年に1回、市長が公費でもって、上京の折に皆様をお招きをして、市政報告をしたりとか、懇親の場を持ったりとかというような形で、数十万円、経費がかかっておりました。そして、同時に市広報をお送りすると、こういうふうな形ではございましたが、皆様方にお断りを申し上げまして、市広報は引き続きお送りをさせていただくが、このような制度はとりあえずお休みをさせていただきますということで、してきた経緯がございます。

そういうことで、およそ10年経過いたしましたので、またいま一度、よくよくそこら辺も協議を、私も主に在京の方々と頻繁に出会う機会を持たせていただいておりますので、皆様方の御意見も逆にお聞きをして、どういうふうな考えでおられるかをお聞きをしていなくてはならないのではないかと思っております。

なお、ふるさと納税につきましては、私の経験不足で、今まで私が150通ぐらいお願い状を出しております。それで、その中で四、五十通ほど、四、五十人の方がこたえてくださったんでございますけども、マンツーマンで頼むね、よろしくねというような形でや

っていかないと、なかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、議員、引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、ふるさと納税、それからふるさと大使を中止しているという件につきましても、これから考えるというふうな理解をしてよろしゅうございますか。それじゃ、そういう理解をさせていただいて、次の教育ですね。

議長（行重 延昭君） 次は学校教育について。教育長。

教育長（岡田 利雄君） はじめに、現行の学習指導要領と新学習指導要領の相違点についての御質問にお答えいたします。

平成20年3月に告示されました小学校及び中学校の新学習指導要領ですが、現行学習指導要領での生きる力をはぐくむという基本理念は、新学習指導要領においても引き継がれており、変わっておりません。今回の改訂では、この生きる力の理念の実現のために、これまでの学校現場での課題を踏まえながら、指導面などでの具体的な手だてを確立することが求められております。

改訂の主なポイントとしましては、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実が上げられます。

教育内容に関する小・中学校共通の主な改善事項としましては、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、さらに小学校段階における外国語活動、そして情報教育・キャリア教育・食育等に代表されます、新しい時代に対応した教育の充実の7点が上げられます。

教科についての、主な変更点といたしましては、小学校では外国語活動の新設と国語・社会・算数・理科・体育の授業時数の増加が上げられます。中学校では国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語の授業時数の増加と、保健体育での武道とダンスの必修化が挙げられます。

なお、改訂に伴いまして、議員御指摘のとおり、平成21年度より新学習指導要領の一部において移行措置が開始されます。

次に、平成20年度全国学力・学習状況調査及び平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の防府市の結果概要についての御質問にお答えいたします。

平成20年4月に実施されました全国学力・学習状況調査でございますが、国語と算数・数学について、主として知識に関する問題と活用に関する問題による調査が実施され

ました。

調査結果の公表につきましては、文部科学省から山口県教育委員会を通しまして、実施要領に基づいて行うよう指導を受けております。実施要領には、調査結果の取り扱いに關しまして、「本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度の競争につながらないように十分配慮して適切に取り扱うものとする」と示されております。この考えに基づきまして、防府市の調査結果につきましては、概要のみを述べさせていただきたいと思っております。

防府市小学校6年生の平均正答率は、国語・算数ともに全国と比べましてやや低く、山口県と同じような状況となっております。防府市中学校3年生の平均正答率は、国語・数学ともに全国及び山口県の平均正答率と同じような状況となっております。

また、小・中学校ともに、主として知識に関する問題に比べまして、活用に関する問題の平均正答率が低いという、全国・山口県と同じ傾向にあり、活用する力を育てていくことが今後の課題であるというふうにとらえております。

以上、結果の概要について述べましたけども、教育委員会では、本調査の結果だけでなく、日々の学習活動における児童・生徒一人ひとりの学びを教師がしっかり見取り、調査結果とあわせて指導に活かしていくことが大切だと考えております。

続きまして、平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についての御質問にお答えします。

本調査は、子どもの体力低下の状況にかんがみ、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に体力の状況を把握・分析し、改善を図ることを目的として実施されました。

調査種目といたしましては、握力、上体起こし、長座体前屈、これは足を伸ばしまして上半身を前に曲げ、柔軟性を測定するものでございますが、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、そしてソフトボール投げの8種目が実施されております。

防府市の結果概要ですが、小学校5年生は、全国・山口県と比べて瞬発力、敏捷性にすぐれており、中学校2年生は、全国・山口県と比べて持久力にすぐれております。

しかし、全国・山口県の平均値と比べますと、小・中学校ともに投力や跳力、柔軟性が劣っています。また、全種目総合の平均値も、全国、山口県と比べて、小・中学校ともに劣っているという結果になっております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、調査結果を真摯に受けとめ、学力、体力・運動能力における課題の解決に向け、各種研修会及び学校訪問を通しての学校の取

り組みへの支援・指導を行っております。

また、平成20年度に、授業改善による学力向上のための研究指定校事業及び体力向上推進事業等をスタートさせるとともに、授業力研究プロジェクト委員会において、教師の指導力向上の実践的研究や啓発の取り組みを開始しております。平成21年度には、これらの事業をさらに充実させ、児童・生徒の学力、体力・運動能力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それじゃ時間、ございませんので、ちょっと1点だけお尋ねしたいと思います。

今度、その学習指導要領が変わるということで、今、るる説明がございました。それで、これに対する教職員に対する趣旨徹底、研修も含めてでございますね、この辺。それから、保護者等への趣旨徹底、PR、啓発、この辺は十分図られているのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 時間があとわずかしかございませんので、かいつまんで申し上げますが、教職員につきましては、この新しい学習指導要領の趣旨の徹底のために、文科省が作りましたリーフレットを配付するとか、あるいはこのたびは初めて全教職員に指導要領が配付されているということ等々、それから保護者につきましてもリーフレットがつくられまして、これら保護者のほうに配付されております。

それから、各小・中学校の教員に対しましては、文部科学省並びに山口県教育委員会主催によります教育課程の説明会に教科ごとの代表が参加しまして、その内容を各学校に持ち帰りまして、復命をしておりますし、また委員会としましても、学校訪問あるいは教務主任、研修主任の研修会等々で、改訂の趣旨あるいは移行措置についての留意点をるる説明してきているわけでございます。

具体的にいろんな移行に当たりましての対応措置も、特に小学校の外国語学習の今から全面実施ということになる関係で、基本的な考え方、あるいは年間計画、授業づくり、あるいは校内研修の進め方等々についても具体的に資料を作成し、それを配付しながら指導をしてきております。

また、児童にとりましては、小学校の5、6年生には英語ノートというものが教科書代わりに配付されていまして、これを用いての学習、あるいは教師には英語ノートの指導書、あるいは音声の教材であります音声のCD等が配付されていまして、学校の準備も物心ともに準備は十分であろうと思っております。

また、教育委員会のほうからは、この英語学習に伴いましてA L T、指導助手と言いますけども、これを今は1クラス6時間というふうな格好で派遣しておるわけですが、今度は10時間という格好で、今皆さん方のほうに予算措置をお願いしているところでございます。

いずれにしても、準備は、今から移行措置に入りますので、この小学校の場合は21年、22年の2年間で完全な体制をつくり上げるということ。それから、中学校のほうは21年度、22年度、23年度、3年間でもっての準備をしていきますが、このたびは年度ごとにきちんとやっていかないと、小学校のほうは平成23年度の全面実施、中学校のほうは平成24年度の実施につながっていかないとということですので、学校のほうは緊張感を持ちながら、教育課程の編成、あるいは授業の改善、あるいはいろんな準備等にかかっております。

特にこれから予算を伴うこととして、中学校の段階で保健体育で武道、ダンスが必修ということで、特に武道につきましては、柔道、剣道、相撲と、この中から選択するわけですが、これに伴いまして、いろんな用具、あるいは施設等々の予算等もまたお願いすることになるかと思っておりますけれども、ひとつまたよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 申し合わせでおおむね60分となっておりますが、もう一点だけ質問させてもらってよろしゅうございますか。

議長（行重 延昭君） 簡潔に1点だけお願いします。

19番（重川 恭年君） それでは、この前いただいた、初めてのことであろうと思うんですが、教育行政点検評価報告書というのが初めて議会のほうに教育委員会から出されました。これは法律が変わって、議会に出さなけりゃいけないということになったから出されたんだと思いますが、その学校教育の欄を見ますと、豊かな人間性と学力、健康と体力をはぐくむ教育を目標として、A B C段階で評価するというようになっております。それで、評価書を見てみますと、B項目がほとんどで、C項目があるわけです。A項目はございません。この辺について、どういうふうにこの評価書を感じとってらっしゃるかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 地教行法の改正によりまして、議会へ、そのやったことの成果を発表するというようになってきたわけで、平成19年度事業につきまして議会のほう

に御報告申し上げたわけでございます。

初めての経験ということもありますので、また、その大きなくくりになっていますから、中には非常にうまくいっているところもありますし、あるいは不備なところもありますので、A B C とつけますと、やはり A というのは全体を見るとつけにくいということで B。それから、明らかに努力が足りなかったということは C が何点かございます。やはり P D C A を回しながら、諸事業を有効に進めていくための取り組みとして非常に価値があり、意味があるわけでございますので、この行為は今から非常に大事にしていきたいなと思っております。

19番（重川 恭年君） どうもありがとうございました。以上で終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で19番、重川議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

22番（三原 昭治君） 民意クラブの三原でございます。通告に従いまして次の3点について、前の私どもの同僚が長くなりましたので、その分スピーディーにやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、市営住宅の家賃滞納者対策と施設整備について質問します。

防府市は、市営住宅の家賃滞納者に対して、平成13年度から明け渡しを求める提訴措置を講じていますが、これまでの提訴による実績はどうか。また、市内31団体の市営住宅の駐車場の整備状況はどうなっているのか。さらに、老朽化が著しい市営住宅の現状と今後の整備計画はどう考えているのか。以上3点についてお尋ねいたします。

続きまして2点目は、行政改革について質問いたします。

他市に先駆けていち早く取り組んできたという行政改革の成果と今後の取り組みについて。また、行政改革の推進において、防府市行政改革委員会が設置されていますが、その役割についてお聞かせください。

3点目は、先ほど松浦市長が行った施政方針について質問いたします。

施政方針で今後の基礎自治体のあり方について、防府市の方向性として、都市合併よりは、これから先の時代に対応できる体力のある自治体としたいとされていますが、具体的にどのような体力のある防府市を目指しているのかお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず行政改革についての御質問にお答えいたします。私は市長就任以来、市民が主役の市政の実現のため、常に市民の目線に立った行政運営に努めてまいりました。その中であって、特に行政改革を市政の最重要課題と位置づけ、日々が行革との思いで、改善と改革に鋭意力を注いできたところでございます。

さて、議員御質問の行政改革の成果についてでございますが、私は、「まずは、隗より始めよ」との思いで、市長就任の翌年、平成11年度に特別職の賞与の10%カットからスタートし、職員手当の見直しなど、可能なところから行政経費の節減に努めてまいりました。

また、平成13年に立ち上げました第3次の行政改革におきましては、ごみ収集業務や学校用務員の民間委託などの推進によりまして、就任時に消防・水道職員を除く職員が891人でありましたものが、現時点で118人の職員の減につながっております。

これらの効果は、平成14年度約1億2,000万円、15年度2億8,000万円、平成16年度6億円、平成17年度8億円、18年度1億3,000万円、平成19年度に約1億1,000万円となっております。累計で約40億4,000万円に達しております。これまでの改革により、数々の懸案事項に取り組むことができたと自負しております。

例えば施設整備の面におきましては、懸案でありました消防庁舎や火葬場の建設を初め、計画的な小中学校の屋内運動場建設や本年度の新体育館建設事業への着手などがございます。

また、財政基盤の面におきましては、財政調整基金及び減債基金、いわゆる市の貯金を就任時に約37億7,000万円ございましたが、平成19年度末には約46億円と、約8億3,000万円の増加を図ってまいりました。

一方、普通会計の地方債残高、いわゆる市の借金、同じく就任時に約441億円ございましたが、平成19年度末には約351億円と、約90億円の削減を行っておるところでございます。

この財政基盤への取り組みによりまして、平成19年度決算に基づく健全化判断比率や資金不足比率にあらわれておりますように、今日の財政健全化に大きく寄与したところでございます。

さらに、金融危機に端を発した景気後退の中で、税収が大きく落ち込む状況となっておりますが、このような基金の増加を図り、地方債残高の削減に取り組んだことによりまして、このたびの平成21年度一般会計当初予算案におきましては、対前年度当初比で4.5%増の積極型予算を本議会に御提案することができました。これも市民の皆様の御協力

により取り組んだ行政改革によるものと思っております。

次に、今後の取り組みについてでございますが、これまで推し進めてきた第3次の行政改革において、一定の成果とおおむねの方向性が見えたことなどから、次の新たな展開に向けまして、「聖域なき行政改革」を進める「第4次の行政改革大綱及び取組項目」を、市民の皆様や防府市行政改革委員会からの御意見をいただき、昨年10月に策定いたしました。

この取り組み項目につきましては、「量」の改革、「質」の改革、「市民参画と協働の推進」という新たな視点から見直したものでございまして、主な取り組みといたしましては、「職員数の適正化」や分権型社会の進展に伴う「市民参画と協働の推進」などに取り組むことといたしております。

今後は、その取組項目に基づく推進計画を平成24年度までの計画期間内に達成できるよう、防府市行政改革委員会の御意見をお聞きしながら、市民の目線に立って着実に推し進めてまいります。

また、民間の経営感覚や顧客目線での行政サービスが提供できる組織づくりのため、「経営品質向上推進活動」の取り組みをはじめとしまして、「暮れ六つTryあぐるセミナー」や民間派遣研修などの取り組みにより、職員のより一層の意識改革に努めてまいります。

最後に、防府市行政改革委員会の役割等についてのお尋ねでございますが、申し上げるまでもなく、防府市行政改革委員会は、同委員会の設置条例第1条に規定してございますように、「社会情勢の変化に対応し、適正な行財政の運営を行うについて、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議する」ことが役割でございまして、いわゆる地方自治法上の附属機関であると同時に、各界を代表される方々や応募市民の方で構成されており、改革を進める上において、極めて重要な役割を担っていただいている委員会であると思っております。

また、この防府市行政改革委員会には、冒頭に申し上げました第3次行政改革におきまして、「民間委託の推進」や「地域コミュニティの構築と支援のあり方」などの市民生活に直接関係のある取組項目について、市民の立場に立った御意見をいただき、連携して進めてまいったところでございます。今日の行政改革の成果を得ることができましたのも、防府市行政改革委員会の果たしていただいた役割が大変大きいものであったと思っております。

また、引き続き進めてまいります第4次の行政改革におきましても、防府市行政改革委員会には、さまざまな角度から行政改革全般を見ていただくとともに、貴重な御意見をい

ただきながら、私は防府市の将来あるべき姿を見誤ることなく、「聖域なき行政改革」を断行してまいります。

今後とも、市民の皆様が「ずっと住み続けたい、住んでいてよかった」と思い続けていただけるよう、市民福祉の一層の向上と自立した行財政運営による質の高い行政サービスの提供に努めてまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

引き続きまして、施政方針についての御質問にお答えをいたします。

基礎自治体としての今後の防府市のあり方についてのお尋ねでございますが、さきの平成21年度施政方針演説におきまして、今後の基礎自治体のあり方につきまして述べておりますが、一昨年、政府に道州制担当大臣が置かれ、その大臣のもとに設置された道州制ビジョン懇談会から、昨年3月に、道州制の理念や目的などをまとめた中間報告が公表されております。

この中間報告では、「新しい国のかたち」をつくるため、「中央集権型国家」から「分権型国家」へ切りかえ、各道州が地域の生活や振興に関して「主権」を持つ統治体制、すなわち「地域主権型道州制」へ転換することを検討すべきとし、その中で、国、道州、基礎自治体の役割について、「国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補充は道州が行う」との考え方のもと、導入のメリットと課題への対応、道州の組織・税財政制度、導入プロセスなどについて一定の整理を行っております。

その中で、基礎自治体を、住民の安全安心や社会福祉行政をはじめとする、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う基本単位と位置づけておりまして、福祉、教育、公共事業などの一義的責任を持つ必要性から、一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要としています。

また、基礎自治体として、このような行政需要を担うためには、行政能力を強化する仕組みが必要であること、基礎自治体として行うべき仕事が十分にできない可能性がある小規模基礎自治体への対応を検討する必要があることなども述べられております。

このように、道州制の議論がされる中、これから先の時代に対応できる体力のある自治体としての防府市を建設していくことが強く求められております。平成の大合併が一段落し、現在、その合併についていろいろと検証されている中で、合併都市内における地域格差の問題や当初の財政計画との乖離など、いろいろな課題なども見えております。

これまで、合併によるスケールメリットにより行財政基盤が強化されるなどとして合併が進められてまいりましたが、旧合併特例法の期限が切れ、さらに新合併特例法も平成22年3月末で期限切れとなりますが、期限を延長するという動きもなく、また、総務大

臣も過去の合併について、「行政が効率化した部分もあるが、地域の文化を壊してきた要素もある。また、これ以上の市町村合併はどうかと思う」と述べられておりますように、さらなる市町村合併の推進に否定的な見解を示されておられるところでございます。

このような中で、私といたしましては、これからの道州制への取り組みを注視するとともに、これまで市民の皆様の御理解と御協力のもと、他市に先駆けいち早く取り組んでまいりました行財政改革をこれからも着実に推進することにより、行財政基盤を高め、これからの道州制にも対応でき得る持続可能な自立した基礎自治体としての防府市を目指していくという強い思いでございます。

今後も引き続き、自分たちのふるさと自分たちの手で守り、育てるという強い信念のもと、市民参画と協働をさらに推進し、市民とともに歩み、しっかりとした市政を運営し、夢のある、誇りの持てる、いつまでも住み続けたいまち、住んでみたいと思われるまち、そして存在感のある「コンパクトで質の高いふるさと防府」を築いてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 私もスピーディーと申しまして、市長もスピーディーに答弁いただきまして、なかなか聞き取りにくい部分もありましたけど、行政改革、13年度から第3次行政改革に取り組んで、19年度末では約40億4,000万円の効果があったということで、新年度は4.5%増の積極型予算が組めるようになったということは大変喜ばしいことでございます。また、市民に向けて、これからどんどんこの効果を向けていっていただくことが、行政改革の私は本分だと思いますので、どうかその点はよろしくお願いしまして。

さて、先ほど、行政改革委員会のことで、大変な御尽力と申しますか、貢献をさせていただいてるということで、重要な役割を担ってもらっているということでございます。私も行政改革委員会の方には大変な御尽力を常日ごろいただき、深く感謝を申し上げたいところでございます。

が、しかし、その熱意の余りか、昨年12月に自治基本条例のパブリックコメントにおいて、一部議会への意見に対し、これを受けて要望書を作成し、提出されようとした行為は、先ほど市長も申されました、行政の諮問機関としての本筋を見失い、二代表制、また、お互いの分野を侵してはならないとする憲法の三権分立の民主主義の重要な制度からしても、私は越権行為であると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年 の第4次行政改革大綱及び取組項目を作成するに当たりまして、市民の皆様にご意見を募集いたしまして、その寄せられた市民の方々の御意見に対する市の考え方を取りまとめまして、昨年 の10月14日に防府市行政改革委員会で御審議をいただいたところでございます。

その会議の中で、市民の方からの議会に対する御意見もあったことから、何らかの形で行政改革委員会としても議会に伝えられないかを協議されたこととございます。その結果として、同年の12月2日に要望書として取りまとめられました。しかしながら、その対応におきましては不備な点があったことは、私ども事務局の配慮が足らなかったことによるものであるというふうに考えております。今後は慎重に対応してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 素直に、対応で不備があって、今後、慎重に当たっていきたいと認められたことに対しまして、私は小さいころ父に、人間は間違ったら素直に謝れということをお教わっております。本来なら、もっと深く深く質問をしたいところとございますが、憲法で執行機関と議会は独立、対等の関係を保ち、均衡と相互に緊張感を保ちながら協力して自治運営に当たる責任があるとしています。つまり、よく言われます車の両輪として、乗車している市民のために、目標に向かって走ることが行政、議会の責任だと私は思っております。その行革委員会の中で、委員の1人がこれは越権行為ではないかと言われたことも同僚議員から聞いております。しっかりこの点も踏まえて、今後、本当に慎重に対応していただきたい。そして、我々も両輪として一生懸命防府市のために頑張りたいと思っておりますので、素直に答えていただきましたので、これは今回はこの項はこれでおさめておきます。

次に移ります。先ほど市長の施政方針演説でありましたが、この施政方針演説の中に、財政の健全化に関する法律による健全化判断比率、資金不足比率のいずれの指標とも、県内他市に比べて良好な数値であったということですが、具体的にはどのような防府市は位置にあるのかお示しいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、議員さんのほうから、健全化判断比率が県内の他市に比べて良好な数値になっているけど、その状況を示してほしいということとございますが、財政健全化判断比率につきましては、財政健全化法に基づきまして、自治体財政の健全度

をチェックするという指標でございます。

これにつきましては、昨年の9月議会で数字をお示したところでございますけれど、これについては、今の御質問で県内の他市に比べてどういう状況にあるのかということだろうと思うんですが、まず4つ指標があるんですが、そのうちの1つ、実質赤字比率でございますけれど、これにつきましては、県内13市、全部黒字でございます。これについては、ですからアンダーパー、数値が出ないということでございます。数値がありません。

それから次に、連結実質赤字比率でございますけれど、これは一般会計だけでなく、特別会計やら、それとか水道会計などの企業会計、こういったものをすべてトータルした実質赤字でございますが、これも公表では、1市を除いて、あとの12市がすべて実質赤字がないということで、アンダーパーということで、数値が出ておりません。非常に県内はいい、1市を除いてはいい方向にあるということでございます。

それから、3番目の実質公債比率でございますが、これにつきましては、計算が、分母が標準財政規模であります。標準財政規模というのは、税と、それから地方交付税、こういったものを分母に置きまして、分子が公債費でございますけれど、この公債費は債務負担行為等を含めた、こういったものも含めた公債費ということで、これが分子でございます。これについては、防府市につきましては、19年度におきましては11.8%という数値になっております。これは県内では平均が14.8でございますので、この数値は低ければ低いほどいいわけございまして、県内では3番目によい数値となっております。

そして最後に、4番目の将来負担比率でございますけれど、これは自治体が将来負担すべき債務でございますが、これは起債残高が主なものでございますけれど、これにつきましては、やはり計算式は分母が標準財政規模で、分子が起債残高ということになっておりまして、この数値が防府市では65.2%でございます。これは県内平均が119だいたいの数値でございますが、119でございますので、かなり県内では2番目の数値を示しております、非常にいい結果で19年度はあったということでございまして、以上、他市との比較の状況でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 19年度においては、健全化率が大変良好であるということは、財政基盤の確立面からも着実に進展していると受けとめたいと思っております。

さて、施政方針演説ですが、先ほど道州制のことに市長は触れられましたが、私は、国と地方が身近になれば、より地域に密着した基礎自治体の特性を生かした行政運営、市民

サービスが提供できるものと私は考えておりますが、市長は道州制について具体的にどのような考えを持っているのか。そして、どのように注視していくのか。もっと具体的に話しいただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 道州制の議論がスタートして、おおよそ20年近くになるうかと私は思っておりますけども、この道州制というものは、単に県を廃止して、県を統合して、県を合併させて一つの州なら州、道なら道という形にしていくようなことであっては、私はならないと思っております。そのような形であれば、今と何も変わらない。中2階を1つ設ける、それも巨大な中2階を設けるといふだけのことにしかないと、このように思っておりますので、この道州制が、しからばどういう形の道州制かということについては、先ほど壇上からも申し上げましたが、私は基礎自治体への分権が進んだ地域分権型の道州制が達成されなければ意味がないとさえ思っているところでございます。

私なりのいろいろな持論はあるわけでございますが、それは百人百様、いろいろな考え方がございましょうから、今ここで一々それを披露することは控えたいと思えますが、いずれにいたしましても、これからの道州制の進みぐあい、なかんずく基礎自治体の中でどういうふうな位置づけをされるかということについては、強い関心を抱きながら、要所所では発言を私もしておりますが、分権、道州制検討委員会など、全国市長会の中にも私は所属をいたしておりますが、そういうようなところでも持論はこれからも述べてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 道州制については、それぞれの考えがあってそれぞれの思いがあると思えますので、市長は市長の思いの考え方を貫いていただければと思えます。

さて、その施政方針演説の中に、先ほど都市合併よりという言葉がございました。そして、合併の検証ということである述べられ、その中身はそんなに合併してよかったものがなかったようにも聞こえました。市長はたしか3年前の市長選挙において、任期中の合併はあり得ないと、単独市政を訴えて当選され、直後の一般質問で同僚議員の質問においても、県央部合併は区切りがついたと。選挙で市民の意向も明確になったと答弁されましたが、この点について現状、今、どのようなお考えか、お聞かせくださいませ。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 御存じのとおり、平成16年の4月の26日に県央の合併の協議は決裂をしたわけでございます。まだまだ会議は終わったものではない。まだ延ばして、いろいろ附帯決議というものが出てまいりましたので、附帯決議ごときでこの協議が終わ

ってしまうのはもったいないではないかという議論を私ども防府市サイドは強く主張いたしましたが、いやもうこれまでだということで、第17回の法定協議をもって打ち切られたわけでありまして、大変残念ながら、また大変なお金と労力を使って、平成14年、15年、16年と、大変なエネルギーを使い、議会の皆様方にも大変な御心配、御労苦をおかけして、市民の方々まで巻き込んで、一歩手前までいった合併であったわけですが、あのような形になってしまったわけでございます。

そういう事態を受けて、しからばどうするかということになりますと、合併、合併、合併協議、合併協議で大変なエネルギーを使います。行政のエネルギーは生半可なものではございません。お金も使います。そのようなことに費やしている余裕はないよという形の中で、17年、18年と、必死になって、市政の確立を目指してきたわけでございます、折から、ちょうど平成18年に私の3回目の選挙がございましたので、私の思いを述べさせていただいて、今は合併協議をしたりとか、あるいはそのような形の中に入っていきような時期ではないと、今は我々はじっとみずからをしっかりとものにしていって、その努力を続けていく時期であると、こういうことを私は強く市民の皆様にお訴えをしたわけでございます。市民の皆様方の御理解をちょうだいしたものと私は確信をいたしております、現時点におきまして、その判断は誤りではなかったと。これからも誤りなきよう、市政運営に取り組んでまいらねばならない、大きな責任を負っていると、このように私は実感をいたしているところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） お隣の山口市の渡辺市長さんは、さきの一般質問において、秋の市長選挙に再出馬という意向を表明されております。その理由の一つに、県央の中核都市づくりが道半ばであるということをおっしゃっていただけますが、市長はこの発言に対して、どのように思われるか。また、これまで山口市長さんは大変思いが深いようでございますが、何か打診的なものがあつたかどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、結論から申し上げますと、打診やささやきというようなものは一切ございません。

それから、山口市長が県央合併、県央合併とおっしゃっておられることについて、どのように感じるかということでございますが、それは山口市の市長がおっしゃっておられることであって、私がそれに対してどうこう言うべきことではない。防府市をというような表現が最初のうち随分ございましたけども、そのころには、防府市という言葉は少しあれ

ではないですかというようなことは申し上げましたから、その後、防府市をという話は全く私も聞いておりませんし、山口市長さんの熱い思いが、県央の合併ということにあるという程度に私は理解をしておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 熱い思いということでございますが、話はもとに戻りますが、施政方針演説も、大変市長の熱い思いが込められて、体力のある自治体防府市を建設する覚悟であるという、覚悟という言葉も使われております。

そこで、この覚悟、体力のある防府市を建設するという覚悟は、1年や2年では、たやすくできるものではないと私は思っております。この覚悟という言葉が使われたということは、さて、来年、1年2カ月に迫りました市長選挙において、どう考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。多分、お答えは、「一日一日が任期と思い」となるかもしれませんが、もっと中身のあるお答えをひとつよろしく願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさに、一日一日の続きでございますが、私は就任した平成10年の6月21日から、ここにおられる皆様方の大きなお力をお借りしながら、一日一日を働いてきたものでございます。

あと500日ございませぬ、私の任期でございますが、私はその500日を一日一日真剣に、市民のため、防府市の将来のために働いていくことが私の責任であると、このように現時点、思っておりますことを申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 今の時点で、出るとか出ないとかいうのは、質問も愚問だったと思っておりますが、今申されたように、一日一日を任期と思い、そしてその言葉の中に、皆さんの力をお借りしながら頑張っていきたいということを言われましたので、先ほどの話にちょっと戻りますが、あくまでも車の両輪として、一生懸命市長とともに我々も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、市営住宅の家賃滞納者対策と施設整備について。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、市営住宅の家賃滞納者対策と施設整備についての御質問にお答えいたします。

市営住宅の家賃の滞納整理につきましては、平成11年4月制定いたしました「住宅使用料の督促等事務処理要綱」に基づき、納付催告や明渡訴訟等の法的措置対象者の選定を

行っております。

一連の滞納処理の中で再三の催告書にも応じない場合は、連帯保証人への完納指導を依頼し、次には債務履行の請求、最終的には入居決定の取り消し、明渡訴訟等の法的措置を取っております。

この事務処理要綱は、昨年一部改正いたしまして、滞納処理期間の短縮、また、法的措置対象者を滞納12カ月以上、滞納額を30万円以上としていたものを、滞納6カ月以上、滞納額20万円以上とするなど、対象基準の厳格化及び催告等の事務処理体系の見直しを行い、滞納家賃の減額等に努めているところでございます。

次に、市営住宅の駐車場の整備状況でございますが、駐車場の整備は、基本的に一戸当たり1区画としております。現在、31団地のうち14団地で1,015区画を整備しております。

今後も敷地が確保できるところから、順次整備してまいりたいと考えております。

また、各団地の今後の整備計画についての御質問でございますが、防府市が2007年から2016年を計画期間といたしまして定めております防府市公営住宅ストック総合活用計画の中で、建てかえも含めまして計画を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） これまでの提訴件数、それと提訴に当たって滞納家賃額、そしてその結果、明け渡しの件数、そして滞納家賃、和解件数、滞納家賃を教えてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、平成11年から実施しております明け渡し及び滞納家賃の支払い請求訴訟につきまして、全体で提訴は97件でございます。そのうち和解が41件、勝訴判決が55件、現在継続中が1件で、強制執行の申し立て件数が56件となります。

また、滞納額でございますが、19年度末の家賃の滞納額が約1億5,000万円ございます。そのうち、退去者の滞納額が約8,200万円となっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） すみません。ちょっとあれですが、8,200万円と言われたのが、明け渡しの方の滞納額の合計ですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） この8,200万円は退去者の家賃でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） わかりました。それで、その後なのですが、明け渡しをしてもらうのは当然のことなのですが、その後、滞納家賃というものがどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 滞納家賃について、その後どのようになっているかということですが、退去者の滞納整理につきましては、平成20年度から収納課が担当しておりますが、住宅使用料は地方税や国民健康保険料などのように、国税徴収法及び地方税法等に基づき、普通地方公共団体の権限において滞納処分を行うことができる公法上の債権と異なりまして、裁判所への訴訟手続を行わないと強制執行できない私的債権として取り扱われております。

このため、滞納整理を行う上で、非常に難しい面もありますが、現在、退去者の住所確認、税等の債務の確認、資力の確認等の状況調査を行っておりまして、今後対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 要するに、退去された方の滞納家賃はどうにもならないというのが現状だということだと思います。

それで、これまでにかかった裁判費用というのが、どのくらい今、要していますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今までどのくらいの裁判費用がかかったかということですが、97件の提訴に伴います支出が約2,300万円程度でございます。また、これに伴いまして、強制執行を行った金額が900万円ということ です。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 家賃はもらえないわ、裁判で3,200万円もかかるわ、これは大変なことで、まだかかるものがあるでしょう。例えば退去者の方々は、恐らくよく聞くのですが、荷物もそのままにして出ていくと。従来、また通常退去の場合は、畳がえや壁の修繕も全部やるというのが約束事だと思いますが、この放置された家具等の処理はどこがされているわけですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 強制執行により放置された家具等につきましては、

強制執行の中で一時預けられまして、そのものにつままして、ごみとして処分するということになります。その費用につまましては、現在、市のほうで対応しているということでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） いいのですが、たくさんお金が、どんどん出ております。

そこで、何か裁判ではなく、もっと初歩的なことで対応ができないか、どうだろうかという検討もいろいろされたのではないかな、されてないのではないかなとは思いますが、市営住宅に入る入居条件というのがありまして、たしかこれは、公営住宅法によると、収入がなくても、仕事がなくとも入れるというように国のほうで定められていると聞きましたが、それでよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 公営住宅法によりまして、所得がないという方も入居できるということになっております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 本当、正直言いまして、むちゃくちゃな法ですよ。払う原資もない方が、どうぞ入ってくださいというような、大変困ったような話で、本当に住宅に困窮し、困っていらっしゃる方が入って一生懸命そこで生活を営んでもらって、義務として家賃をちゃんと払ってもらおうというのが、本来の筋道だと思います。

一般的には、先ほど保証人にも催促するとか言っておられましたが、一般の民間では、本人が払われないときには、保証人というところでその支払いを求めますが、保証人からいただいたとか、保証人に強く要請しているとかという点ではどうですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 市営住宅の入居の条件といたしまして、連帯保証人を2名お願いしております。この連帯保証人の方に対して、滞納家賃についての、先ほども申し上げましたが、完納指導依頼を行いながら、また連帯保証人債務履行請求ということを現実、繰り返しておるわけでございます。

しかしながら、連帯保証人に対して通知をいたしましても、滞納者と同様に、なかなか効果が見られないというのも現実でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ちょっと調べたのですが、保証人という部分で、保証人の条件がたしか2人以上、所得が100万円以上という部分になっていたと思うのですが、こ

れは間違いのないですね。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 人数につきましては2名ということでございますが、保証人の所得の基準というものは、以前は100万円以上というふうに定めておったわけですが、今回の見直しによりまして、入居者と同程度の収入がある者というふうに変更いたしました。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） もう皆さんおわかりでしょうけど、入居者と同程度といいますが、先ほど所得がなくても入れると。所得がなくても保証人になれるということになると思います。これは、押し問答しても仕方ありませんが、先ほどから、大変な額を要しているわけです、これは市民の税金ですよ。だからそれをきちんといただくという方法をもっと考えるという意味で、その保証人制度をもっと強化し、これはたしか市の要綱で定めているはずですよ。そこのところをしっかりと改正して、きちんとした体制で運営ができるように、こんな多額な金額を一々払っていたら大変なことで、片方では、行政改革でたくさん効果が出たと言いながら、片方では行政改革ではなくて、反対に、何とかに追い銭みたいな感じでどんどんお金が出ていくようでは大変困った話だと思いますので、ぜひ保証人制度というものを強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 議員の御指摘のように、連帯保証人に対する対応の仕方ということで、現在、最終催告時等に行っております完納指導や債務の履行請求ということにつきまして、滞納者本人と同様に、この催告等を強めていくということで、最終的には、裁判のようなことを視野に入れた請求ということも考えていかざるを得ないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） すみません、僕が言ったのがよくのみ込めていらっしやらないですけど、先ほど完納指導をしても、効果はないと言われて、今はまた完納指導を強化していきたいと。無理な話なんですけど、それと先ほど言いましたように、私が言っているのは、条件をもっと強化して、もっと 厳しいという言葉ではないですよ。当たり前の条件にしたらいかがでしょうかということを行っているわけで、その点についていかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 前回、この市営住宅の連帯保証人の条件を、100万円以上から、入居者と同様の所得というところに見直した経緯でございますが、なかなか低所得者の方に対して、連帯保証人になれる方が非常に少ないと。それによって、なかなか入れないような状況が生じたわけでございます。

そのような中で、なるべく公営住宅法の趣旨に沿って、非常に住宅に困窮されている方に対して、住宅を提供するという目的の中で、この連帯保証人の条件を緩和したわけでございますので、今、議員の御指摘のように、連帯保証人のハードルを少し高くしたらどうかということも含めまして、今後、検討してみたいというふうには考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 見直しをして、検討をしていきたいと、公営住宅法の趣旨にのっとなおかしなことになるのです。先ほどから申しますように、余りこれにのっとなおかつとおかしくなると、繰り返し、繰り返しで、それともう一つ、入居者がなかなか入居できないとおっしゃいましたが、私はこれはすばらしい制度で、そういう方に住宅を提供しているなと思います。しかし住宅を提供を受けている方は、サービスと申しますか、そういう対応をしていただいているのだから、それにこたえるように、ちゃんと義務を果たすのが、私は当然だと思います。その点において、「見直しを検討したいと思います」ではなくて、「見直しを検討します」というぐらい強い姿勢でいかないと、何千万も何千万も、片方では持っていかなければならなくなりますので、この点はしっかりとやっていただきたいと思います。思いますではなくて、やってください。

次に入ります。施設の整備ですが、これは、八王子と石ケ口の市営住宅がございまして、これは大変老朽化しております。八王子の市営住宅は、昭和26年ですが、私が生まれる以前に建てられた市内で初めてのコンクリートアパートと聞いております。また、石ケ口の市営住宅は、昭和32年、33年に建てられたもので、いずれも半世紀以上過ぎて、大変老朽化でいつ倒れてもおかしくないと思うぐらい老朽化しております。

ぜひ、こういう市民生活に直結した部分については、早急に対応していただきたいと思いますが、何か計画等、対応等がありましたらお示しいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、八王子住宅と石ケ口住宅の今後の考え方ということでございますが、先ほども申しました防府市公営住宅ストック総合活用計画の中で、この2棟の建てかえにつきましては、本町の市営住宅を解体いたしまして、その

跡地を利用して建てかえるというような計画を持っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 本町の市営住宅を解体して建てかえるという計画はあります。これ以上、ここは言いません。計画というのは、ずっと計画が、来年でも再来年になっても計画になりますので、ぜひそのところは、市民生活に直結したという部分で、しっかり早急に対応していただきたいと思います。

次は、市営駐車場といいますか、団地の駐車場についてお尋ねいたします。

先ほど31団地中、14団地が市営住宅の中に駐車場を設けているということでございましたけど、その年間収入というのは、どのぐらいになりますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 年間収入ということでございますが、今年度の調定ということになりますと、約980万円程度を予定しております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 980万円というのは、大変大きな額だと思います。時間がないので、こちらのほうでとっとと進めていきます。

新年度の新前町と桑山市営住宅で駐車場の整備がされると聞いております。これもまたよろしいことだと思いますが、さて、ちょっとお尋ねしますが、昨年、古祖原市営住宅が下水道化になりました。そこで、その古祖原市営住宅につきまして、従来の浄化槽が撤去されていますが、その跡地といいますか、それはどのようにされておりますか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 古祖原住宅の浄化槽を撤去した跡地につきましては、現在は真砂により整正いたしまして、ロープで処理を、立入禁止というような処理をいたしております。

今のところ、そこでは広場みたいな形態であるわけでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 広場という表現はいい表現だなと思うのですが、ロープで入ってはいけませんよとしていて、広場というのも、なかなかいいなと思います。

入居者の方が何人か私に言われたのですが、ここをせっかくだから駐車場か子どもの遊び場にしてもらえないだろうかということ、市の職員の方にお尋ねしたそうです。何て答えられたと思いますか。これはわからないと思います。一言です。お金がない。先ほど40億4,000万円という効果が出たと。この駐車場というか、浄化槽の跡の広場

ですね。空き地を駐車場なり遊び場にするお金がないと。大変不思議な話だなと私は疑問を感じているわけでございます。

そこで、私が見るところによると、その空き地は、約10台優は車がとめられるように思います。先ほど市長が経営感覚を養うためにと、そういう教育も進めておると。お金がなければ、どうやってお金を捻出すればいいか、どうしたら、お金が得ることができるかということを考えるのも、私は経営的感覚だと思います。それが10台とめられるとして、計算したところ、1台1,000円、1カ月で1万円です。1年で12万円、2年で24万円、3年で36万円、これを積み重ねていきますと、どこかで初期投資は消えるわけです。そこから市の収入になるわけです。そういう単純な計算が、私でもできますので、もしわからなければ、今度私のほうに職員さんに向けていただければ、そういう計算方法を教えますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

また、新年度から行政改革の一環で、財源確保ということで、市のホームページ、また封筒等に広告を掲載すると。これまた大変アイデアとしてもいいなと思いますが、何か新しいことを市民に向けてPRすると、あたかも素晴らしいことを防府市がやっているのだなという錯覚を起こします。今言ったように、空き地、つまり貴重な市民の財産をこのまま放置しておくような状況で、行政改革の断行なんて言葉は使えません。やはり、こういう、先ほど、これも市長の言葉にありましたが、隗より始めよ。隗より始めよができてないで、次のこと、次のことをやっていくということは、何か頭隠して尻隠さずのような気もいたします。

先ほど申しましたが、何事も足元から、隗から始めよでございますが、この空き地、貴重な財産、どうしましょう。お答えください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 現在、空き地という表現をされておりますが、これにつきましては、確かに駐車場等、また子どもの広場というようなことも十分考えられますので、その土地について有効利用していくということを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） もう時間がゼロになりましたので、終わりますけど、もう少ししっかり答弁しましょう。考えていくと、これほど言われておって、考えていきたいというのは、情けない答弁ですよ。もっともっとはっきり、こうだということを言えない問題ではないです。何千万も何億もかかる問題でもない。市長がいつも言われるスピーデ

ィーに対応するという点において、最後になります。市長、どうされますか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 貴重な御意見ありがとうございました。私もそこまでわかっておりませんでした。早速、そのような指示をしていきたいと思っておりますので、御安心ください。

22番（三原 昭治君） 終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、22番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。お疲れでした。

午後0時 7分 休憩

午後1時 開議

副議長（安藤 二郎君） それでは、時間がまいりましたので、午後の会議に移ります。休憩を閉じて、会議を再開いたします。議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を続行いたします。次は、13番、田中健次議員です。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

13番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は、県立病院改革プランについてであります。

2007年（平成19年）12月24日付総務省自治財政局長通知「公立病院改革ガイドライン」が出され、山口県では、県立病院改革プラン策定検討懇話会が設置をされ、昨年8月6日に第1回懇話会、以後、9月19日、10月31日、12月4日と、4回の懇話会で県立病院改革プラン（骨子案）をまとめられました。

この骨子案は、昨年12月26日に公表され、県のホームページで見ることができます。

これによれば、経営形態としては、地方独立行政法人が最もふさわしく、地方独立行政法人への早期移行へ向けて検討するとしています。

プランの骨子案では、経営形態の見直しは、平成21年度から25年度までの5年間とされていますが、この2月17日に発表された「山口県の平成21年度予算（案）の概要」では、「平成23年4月を目途に総合医療センターとこころの医療センターを地方独立行政法人に移行する」と、2年後の移行が明記され、そのための準備関連経費が計上されています。

この県立病院改革プランは、この3月中に策定のスケジュールとなっているようですが、

この間、市は山口県とどのような協議をされているのかを最初にお伺いをいたします。

第2は、地方独立行政法人化されれば、周産期医療、高度先進医療、救急医療など、不採算といわれる分野でこれまで公立病院として果たしてきた機能の低下が危惧されます。聞くところによれば、県立総合医療センターでは、医師のほぼ3分の1に当たる31名が、この3月末で退職されるようです。当然ながら、新たに赴任される医師はいるでしょうが、欠員が出るのではないかと危惧をされます。これだけの数の医師が一度に退職をされるのは、独立行政法人化の動きが影響していると思われまます。

県立総合医療センターは、防府市においては、市民病院的な存在であり、防府市は昭和58年度予算で、県立中央病院建設負担金として7,207万3,000円を計上し、また債務負担行為を設定し、平成21年度の予算書で見ると、翌昭和59年度から平成20年度末までの支出見込額13億9,822万1,000円、平成24年度までに15億2,294万1,000円の支出予定です。初年度の負担と合わせ、総額16億円弱を負担することとなります。

また、八王子から現在への移転の際には、旧中央病院跡地を防府市土地開発公社が県から買い取り、市はその債務負担をするなど、県に協力もしています。

地方独立行政法人化され、公立病院として果たしてきた機能の低下が危惧されますが、市は今後どう対処するのか、お伺いをいたします。

2番目の質問は、小学校給食の民間委託についてであります。

小学校給食の民間委託は、華城小学校、中関小学校で昨年の2学期から始まり、この4月から松崎小学校、新田小学校で民間委託を実施するための諸準備も進められています。さらに新年度予算では、牟礼小学校、佐波小学校の給食民間委託の準備経費が計上され、業務委託の債務負担行為が設定されています。

こういう形で、初年度の事業評価を十分にすることなく、2年目の委託を実施し、3年目の委託を議会に提案していく手法には、大きな疑問を感じます。

昨年、松崎小学校で、教育委員会が保護者に説明をした際に、保護者からは、当時者である保護者の意見を聞かないで、議会で決めるのはおかしいという意見が出されました。昨年の9月議会の関連予算の審議で、私は、保護者に説明しないで、議案を提出するのは問題であると指摘しましたし、一昨年12月議会の民間委託関連予算の討論では、同僚議員から、保護者への説明が不十分だと指摘がありました。昨年の12月議会の一般質問で、3年目以降実施予定の小学校に対して、3学期に保護者に説明をしてほしいとの要望をいたしました。今日までなされておらず、完全に無視をされております。

教育委員会は、保護者に対しては、議会が議決をするまで、何ら説明を行わないで、議

会の議決を「水戸黄門の印籠」か「錦の御旗」のように利用されるお考えのようでありませぬ。

こういった権威主義的な行政手法では、保護者や市民の不信感をかえって呼び起こすこととなります。なぜもっと率直な議論を堂々とするという方針にならないのか、疑問であります。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

第1は、4年間で2校ずつ8校を民間委託する計画が昨年の5月に示されましたが、全体計画を早期に示すべきではないかということです。昨年の3月議会の一般質問の際に、教育委員会が親子方式での民間委託を考えていることに対して、私が親子方式の組み合わせとして、牟礼南小と牟礼小、勝間小と華浦小、向島小と新田小、玉祖小と右田小が想定されるかどうかと尋ねたところ、当時の教員委員会参事は、見事な推察だが、保護者、地域の同意が必要であり、今は申し上げられないと答弁されました。これに対して、市長は、初耳の話で、小学校給食は自校を貫きたいと発言された経過があります。

昨年の5月に、教育民生委員会に示された資料では、8校を民間委託すれば、市の財政負担が少なくなるが、市内の全校を民間委託すれば、逆に総額1,300万円も市の財政負担が増えるというもので、こういった点から、親子方式が浮上してくるわけです。

この問題については、3つの選択肢があると思います。1番目は、民間委託を8校でやめるというもので、市内の小学校は民間委託と直営がほぼ半々という形になると思います。

2番目は、全校を民間委託するもので、財政負担は直営の場合よりも逆に毎年1,300万円増加します。

3番目は親子方式を取り入れ、民間委託するものですが、小学校給食は、自校方式を貫きたいという市長の姿勢に反するものです。

いずれにするのか、全体計画を示さないで、民間委託を進めていくという行政手法は、非常にこそくなやり方と言わざるを得ません。全体計画を早期に示すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。早期に全体計画が示せないのであれば、当面の計画を延期あるいは凍結すべきではないでしょうか。この点についての御所見をお伺いいたします。

第2は、新年度予算に掲げられている(仮称)学校教育等検討委員会は、小学校給食の親子方式についても検討するものなのか。親子方式の組み合わせは検討事項には入らないのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

第3は、民間委託をするがために必要となってくる工事を実施しないと、偽装請負状態が是正されないのではないかということでもあります。

昨年の12月議会で指摘したことですが、食材の検収は、学校栄養職員と請負業者の社

員が協力して作業をするというもので、スペースがないことなどを理由としていましたが、スペースを確保するような工事を実施しないと、違法ともいえる状態がそのまま継続することになるのではないのでしょうか。ドライ運用の工事は、民間委託のためのものではなく、文部科学省の衛生管理の通知に基づくものであります。民間委託のために必要な工事も予算計上すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上の点について、誠意をもって御回答をお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、県立病院改革プランについての御質問にお答えをいたします。

最初の御質問でございますが、この県立病院改革プランにつきまして、今のところ、山口県と防府市は協議を行っておりません。

次に、2点目の御質問でございますが、県立病院改革プランの中で、県立病院を地方独立行政法人化する目的として、経営の効率化が述べられております。これらは、県の方針を示すものでございますが、県におかれましては、平成23年4月を目途に、法人に移行するための具体的な準備を始められると聞いております。

つきましては、市はこの方針に沿った検討がなされる過程で、市民の医療確保という観点から、県へ要望する状況が生じた場合には、医師会など、関係機関と連携し、積極的に対処してまいります。

残りの学校給食についての御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） この懇話会ですけれども、4回ほど懇話会をされました。それで、もう3回目の懇話会で、プランのたたき台の案が示されて、4回目の会議で骨子案がまとめられるという形ですけれども、非常に急いでつくられたという感じがしております。

これをつくるために、例えば県民のアンケートだとか、そういうものをされたというようなことを聞いたことがありませんし、それから委員の方が10名おるのですが、この中に防府市民が、10名の懇話会の委員の中にいるのかどうか。この辺についてはどういう認識でおられるのでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） この県立病院改革プラン策定懇話会は、県立病院の果

たすべき役割や経営の効率化等について有識者の意見を聞き、これを反映させるために設置されたものだと伺っております。

懇話会は、学識経験者5名、医療提供者側3名、受療者側2名の10名のメンバーで構成されております。この中に防府の市民がおられるかどうかというのは、ちょっと把握しておりません。ただ、受療者側の代表としては、山口県精神障害者福祉連合会会長、また山口県地域消費者団体連絡協議会会長が委嘱されておりますが、広く県民の意見をお伺いするための代表によって選任されているものと認識をしております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 昨日、他の議員の質問の中で、この県の総合医療センターの受診者が、防府市民が7割いると。私はその数字は把握しておりませんでしたけれども、そういうようなお話もありました。

学識経験者の方は、公認会計士の秋山一正さんという方、公立大学法人山口県立大学理事長、江里健輔さん、山口大学経済学部教授、羽生正宗さん、山口大学大学院医学系研究科教授、福本陽平さん、山口経済研究所調査研究部長、宗近孝憲さん、それから医療提供側で3名ですが、山口県病院協会副会長、小田裕胤さん、山口県医師会副会長、三浦修さん、山口県精神科病院協会会長、吉田延さん、それと県民・受療側で、先ほど言われた山口県精神障害者福祉連合会会長、石部壽雄さんという方、それから山口県地域消費者団体連絡協議会会長で吉富崇子さんという方がおられます。最後の方は女性なのではっきりしませんが、ほかの方は防府市の電話帳を見る限り、電話帳には載っていないという形で防府市民ではないというふうに思われますが、こういう形で、防府市と何の協議もなしに、県のほうが改革プランをつくるというやり方は、非常にどうだろうかと思うのですが、市が、先ほど壇上で総額16億円弱を30年間、平成24年まで、30年間で負担するということですが、これについては、今回の予算参考資料の中で、元利償還額から用地取得造成費にかかわる元利償還額及び特定財源を控除した額の20%というふうに説明書きがしてあって、そういう取り決めというのか、約束事でこれをしているのだろうと思うのですが、近隣の、例えば旧徳地町をはじめ、山口市、近隣の市はこのような負担をしているのかどうか。この辺についてはどうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 防府市だけと伺っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 防府市だけがそういう形で総額16億円弱を負担しながら、

県は何も防府市に協議を、話もしないと。その中に、防府市民というような人も入っていない。これは非常に地方自治というのか、住民の立場を無視した県のやり方で、私はひどく抗議しなければいけないと思うのですが、そういうことと同時に、3月末に医師の3分の1近い31名が退職すると。こういう話がもう既に病院の中で広がっておるといふふうにお聞きをいたしました。

山口大学が独立行政法人化したときに、お医者さんの給料が1割ほどダウンしたというふうなことがあるようです。そういった意味で、31名も退職するというのは、通例はないということのようで、独立行政法人化の動きという影響がかなりあるのではないかと思います。

もちろん、県におかれては、きちんと補充をするだとか、そういった対応をとられるのだらうと思うのですが、その辺で影響が、欠員が出るとかというようなことが出てくると困るのではないかと思います。

最近、テレビのニュースで銚子市のリコールの問題が出ておりますけども、そもそもの発端は、前の市長のときに、非常に病院経営を優先にして、お医者さんの給料を下げるというようなところが発端になって、ある私立大学が主にそこへ医師を派遣しておったのですけれども、それを引き上げていくというような、そういう動きが出てきて、なかなか難しいような形になって、今日のような状況を招いているという形で、35名おった医師が、平成18年から19年で13名マイナスになって、22名、常勤の医師が減ったと。こんなことが発端になっておるわけです。

そういった意味で、今回の31名も人がやめられるということについては、かなり危機感を持たなければならぬのではないかと思いますという気もするわけですが、先ほどの答弁でいけば、今後、そういった独立行政法人化の動きの中で、防府市の医療に支障が出てくれば、当然いろいろと対処しなければならぬということだったのですけれども、3月末に、例えば31名の医師がやめられて、それがきちんと31名、補充されるのかどうか。この4月1日の時点から、防府市は動向をきちんと注視しなければならないと思うのですけれども、後手後手に回ると、全国、今、各地で公立病院の問題、非常に難しい形になっております。後手後手に回らないように、4月1日の時点でどうなるのか。そこからきちんと2年間の推移を見守るとか、流れを見守るといふのでなくて、差し当たり、4月1日現在どうなるのかということを中心にきちんと問い合わせるといふのか、すべきであると思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今、いろいろな問い合わせをしてはおりますが、ただ

いま、31名おやめになるということで、これが独立行政法人化の関係かどうかというのは、はっきりわかりませんが、ある程度のお医者さんが退職されるわけですが、それにつきましては、聞いておりますのは、病院の定数に基づいて、きっちりと補充を行うということを県のほうから聞いておりますので、私どもとすれば、現状は推移を見守るしかないということでございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 4月1日現在がどうなっているかをきちっと見守っていただきたいと思います。

それから、あとは、要望にとどめますが、防府市の財政負担はそういう形で平成24年までという形で、債務負担行為が一応終わる形になるわけでありまして。今、現状の県の総合医療センターは、市民病院的な存在であります。県内では、少し前の新聞に光市が、やはり光の市立病院を持っておりますから、光市の市立病院の病院改革プランというのを公表されたようでありますけれども、それは独立行政法人1本でなくて、地方公営企業の全面適用というようなこと、その両方を視野に入れるというようなプランであったと思いません。

そういうことも今後、市の立場で意見として言う場があれば、ぜひ言っていただきたいし、それから地方独立行政法人も公務員型と非公務員型という形があるということで、この病院に先駆けて、独立行政法人になった、宇部のほうにある、もとの工業試験場ですが、それは公務員型であったというふうに、たしかお聞きをしました。

そういった形のものでありますので、当然経営形態についても、何らかの市からの協議の場だとかいうことの中で言っていただきたいと思います。

それからもう一つは、財政負担、平成24年までで終わりますので、これは市民病院的な存在という形であるわけですから、もちろん一定のルールが必要ですが、防府市も一定のルールに基づいた財政負担ということを考えて、今の総合医療センターの医療の質が落ちないようにというか、そういったことは前向きに、今後、検討いただきたいと思えます。

もちろん、防府市がそういう形で取り組めば、二次保健医療圏として、山口・防府保健医療圏という形のもので、二次保健医療圏の枠組みがそういうふうになっておりますので、山口・防府保健医療圏で唯一の公立病院であります。したがって、同じ山口・防府保健医療圏であります山口市あるいは阿東町にも何らかの負担をお願いすると、こんなこともぜひ視野に入れていただきたいということを要望して、この点についての質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 続きまして、小学校給食民間委託について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 小学校給食の調理業務等一部業務委託についての御質問にお答えします。

小学校給食調理等一部業務委託は、平成13年の行政改革の取組項目として検討を始め、平成15年には給食調理員の退職状況に合わせて、センター方式と親子方式により、調理業務を委託する方針を決定し、このことについては、市広報でお知らせをしているところです。

一方、当時の文部省においては、平成8年にO157による集団食中毒が発生し、平成9年に「学校給食衛生管理の基準」を制定し、この中で、早急に計画を策定し、改善を図ることが必要な事項として、「施設の新築、改築、改修に当たっては、ドライシステムを導入すること」と決めました。

その後、平成15年にこの基準が見直され、ドライシステムを導入していない調理場においては、ドライ運用を図ることと、基準が一部改定されました。

このことから、本市においては、センター方式と親子方式で調理業務を委託する計画を見直し、自校方式と親子方式で調理業務を委託する計画に変更したところです。この計画の変更についても、市広報でお知らせをしてきたところです。

この変更後の方針に基づき、給食調理員の退職状況を踏まえ、平成20年度から調理等一部業務委託を開始したところでございます。

委託による調理等一部業務は、本市では初めてのことであり、保護者や学校の教職員からも不安の声がありましたが、現在では、試食会やアンケート調査などで、児童や保護者、教職員からも安全でおいしい給食が提供されているとの声もいただいております。順調に業務が行われていると考えています。

これらのことは、本年2月24日の所管事務調査でも御説明させていただいたところでございます。

まず、8校だけの委託計画が昨年5月に示されたが、全体計画を早期に示すべきではないかとの御質問でございますが、平成22年には8校を含めた全体計画を策定し、お示しする予定としています。

2点目の御質問の新年度予算にお願いしています（仮称）学校教育等検討委員会は、学識経験者、自治会関係者、保護者などの委員で構成し、今後の児童・生徒数の推移や地域ごとのその傾向を踏まえ、学校教育の基本となる理想的な学校規模のあり方、通学区域の弾力的な運用、小中一貫教育などを検討していただき、本市の学校教育の基本となる考え方を定めるために設置するものでございます。

これらのことは、学校給食とも密接に関係することから、この委員会で、学校給食についても検討をお願いしたいと考えており、この委員会の検討結果を踏まえ、自校方式、親子方式、センター方式も含め、総合的に検討し、全体計画を策定したいと考えております。最後に、給食施設の改修についての御質問にお答えします。

昨年9月から調理等一部業務委託を開始した中関小学校と華城小学校では、市と受託業者の業務区分を明確にして、常に注意を払いながら業務を行っているところです。

食材の検収作業につきましては、検収室の広さの関係から、同じ部屋で検収と引き渡しを行っておりますが、検収を行う学校栄養職員と検収済みの食材を引き渡される受託業者の責任者は、偽装請負との疑念を持たれることがないように、声かけをするなど、特に意識を持って業務を行っています。

また、労働局にもこの作業風景のVTRを見ていただきましたが、業務を区分して行われていることが、第三者が見てもよりわかるようにとのアドバイスがあり、直ちにラインを引き、作業区域がより明確になるようにしているところです。

今後も、さらに明確になるよう、増築も含め検討するとともに、これから施設改修を予定している施設についても、これらのことを考慮してまいりたいと考えております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） ちょっと申しわけないのですが、8校だけの委託計画が昨年5月に示されたが、全体計画を早期に示すべきでないかということについて、もう一度、その点についてだけ御答弁、お願いできますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど御答弁した中で、22年には8校を含めた全体計画を策定しということをお答えしておりますが、その次の2点目の御質問の、学校教育等検討委員会を設置する予定としておりますので、この設置の目的につきましては、学校給食とは直接かかわるものではございませんけど、児童数、生徒数の推移につきましては、関係することから、学校給食についても、この委員会で検討いただき、この検討結果を踏まえ、自校方式、親子方式、センター方式も含め、総合的に検討し、22年までには全体計画を策定していきたいということでございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 22年度までということは、22年度中という意味でよろしいのでしょうか。というのは、23年の3月までにはということでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 申しわけありません。平成22年というふうに、年度では

なしに、年末までです。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 当初、平成13年ころ、小学校の給食については、センターと親子というような形だったわけです。センターを3つつくって、親子を、親子というのは、富海、小野についてという形で、それにあと大道を入れるかどうかというお話がちょっとありましたけれども、それが親子の話だったわけです。

ところが、途中で自校と親子というふうに変ったときに、親子が普通、センター親子方式が、自校親子方式に変ったということであれば、親子はそのままの学校が親子だという認識が一般的なのですけれども、教育委員会の内部では、親子がそのときに拡大をしてみましたわけですね。

それで、昨年の2月の段階では、こういう計画だったのです。20年度、今の年度から2校ずつ委託を拡大していく。20年度は2校、21年度は4校、委託する。22年度は6校委託する。23年度から今度は8校、民間委託すると同時に、親子方式を一つ取り入れる。24年度には親子方式を2つ取り入れる。25年度には3つ取り入れると、こういう形で最終的に親子方式を4校取り入れるという、こういう計画であったわけです。これが昨年の2月18日、防府市議会全員の勉強会資料という形で、教育委員会が出された資料にはそういうふう書いてあるわけです。

私は、これに基づいて、この1校、2校、3校というふうに変えられる親子について、先ほど壇上で言いましたように、牟礼と牟礼南を一緒にするのか、あるいは勝間と華浦を一緒にするのか、右田と玉祖を一緒にするのかというふうにお聞きをしたわけです。

市長は、古い、もともとの親子が、富海、小野、そういうことに限られているという認識であったのであろうと思うので、私はそんなことは初耳だというような形になって、教育委員会と市長との協議の必要が生じた、これが事実の経過ですよ。

そういう形で、昨年の5月には、22年度には結論を出したいということですが、市長の任期は、22年の5月までなのですが、22年の5月までに結論を出さないと、市長との協議は進まないのですが、なぜそれで12月までに結論を出すということになるのですか。市長と意見が違うので、それを整合性を保つということですから、22年の5月までに、市長が、きょうは続投するとかしないとかいう話は、ほかの議員から質問がありましたけど、答えられませんでしたので、私もあえてお聞きもしませんが、そういうことであれば、22年の5月までに出さないと、市長との協議というのが、意味がないわけですが、これは新しい市長さんにそれを報告するわけですか。前の市長からはこう言われたけれども、そうやって協議をするわけですか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 昨年5月に出した資料でございますけど、これにつきましては、3月に私が引き継ぎを受けたときに、市長のほうから、市長としては小学校給食については、自校方式が望ましいと考えている。できることなら、自校方式での委託をしたい。ついては、このことを含めて経費等も検討してくれというふうな指示がございまして、それに基づきまして、4月からどのような形かということを経費委員会でも再度協議したものでございます。

その協議した結果を、この5月の資料でございまして、この資料をもって市長と協議したものでございます。

この資料につきましては、まずは、大規模校と栄養士を配置してある8校について、まずは給食調理員の退職状況に合わせ、毎年度2校ずつ一部業務を委託するという計画と、その後、8校以外の小学校につきましては、市長から指示があったことから、先ほどの8校と同様の条件で実施した場合、このような経費等になるということをお示ししたものでございます。

したがって、ここまでの話につきましては、市長と我々は協議をしているところでございます。

いつまでに出すかという御質問でございますけど、一応23年度の予算までということもございまして、それと、もう一つは、先ほど御答弁いたしましたように、学校教育等検討委員会、これを設置し、検討していただくと思っております。これにつきましては、適正な学校規模、これからの児童・生徒の動向等も含めての全体像を検討していただきたいと思っておりますので、それを見ながら検討する必要もあると思っておりますので、予算に間に合うように出していきたいということでございます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 誤解があつてはいけませんので、あえて申し上げたいと思うのですが、田中議員、私が昨年3月に自校方式を貫きたいと申ししたのは、またあるいは初耳だというふうに申し上げたということではありますが、それはあくまでも組み合わせ、縁組ですね、そういうふうなことについては初耳であるということでありまして、また私自身の考えとして、小学校の給食は自校方式が望ましいと。先ほど教育次長が申しましたが、私の希望を伝えて、表現として議会で述べたわけでございます。

それから、教育委員会といろいろな協議を重ねておりますし、その会議の都度、私の気持ちとしては、自校方式を貫いていく場合には、経費はどのぐらい負担増になるのか。あ

るいは学校栄養士さんの問題はどうかというようなことなどもお聞きしながらも、常に私は私の希望として、小学校にあっては、自校方式が望ましいのだということを申し上げてきているわけでございます。

そこで、仮称であります学校教育等検討委員会で、小学校の、例えば30人とか50人とかという規模の小学校で、いかに自校方式を貫きたいと、こちらは思っても、民間の業者の方が、それだけの小規模な学校では、委託はとでもできませんというような形にもなることも当然予測されるわけでありまして、そういう場合には、極端な偏りが起こらないように、校区の変更も考えなければいけないのではないかと。あるいは将来的なことですけれども、学校の統合ということも、またいずれ視野には入ってくることはないか。そのようなことなど、いろんな角度から、検討を常に加えていく必要があるのではないかと。そのような意味で、私の希望的な考え方を述べておるわけでありまして、決して教育委員会と私との考え方が、真っ向から対立して、意見がかみ合わないとか。かみ合わないのを承知の上で、教育委員会が、22年の5月か6月に市長選挙があるわけですが、それを通り過ぎて、22年の12月に結論を出すというような、あいまいもことした表現で言っておるとか。そういうことでは全くないというふうに御理解をいただきたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 市長さんにそうやって言っていたと、私もなかなか質問の仕方が難しいのですけれども、自校が望ましいということであれば、それをきちんとした方針として、もうちょっと明確に市長はお示しを、教育委員会にすべきだろうと思うのです。自校が望ましいという考え方であれば。

そうでなくて、経費削減が第一であれば、自校方式を貫くというのは、第二でいいということであれば、それを明確に示すべきだと思うのです。それについて、どういうふうな、自校優先なのか、経費削減が優先なのか、それを最初にお聞きしましょう。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はさっき申し上げたと思うのです。自校でいきたいと思っても、引き受けてくださる委託先が生じない。なくなってしまうことだってあり得るわけがあります。やはり私は、行政改革を立ち上げてきたときから、あるいは議会の皆様方とお話をしてくるときから、学校給食においては、民間においてのお力をお借りしていくべきであるということで、中学校給食導入に当たって、共同センター、給食センターを設立し、そこで民間で業務がなされてきておるわけでありまして、小学校についてもそういう議論があったことは事実であります。私は小学校において、自校方式ということがドライシステムではなくて、ドライ運用ということで、文科省の方針が変わってまいりましたので、

ならばセンターではなくて、自校方式でやっていこうではないかということ。それから、さっきも申し上げましたが、30人、50人というような小規模学校で対応する業者さんがあるかないかということなども検討していかなくてはならないわけでありますから、そういうことなどを総合的に判断をしていく中で、明確な決断をしていかなくてはならないと。

今の段階は、それらすべてを調整し、あるいは模索をしていく。当然模索の中には、経費はどのくらいかかるのだとか、先行きの将来性はどうかということなどを慎重に検討していくことは、これは当然のことではないかと、このように思っているわけでありませう。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 市長のお話を聞きますと、経費を少なくするという事よりも、委託にして人を減らすということが最優先の行政改革になっているのではないかと、こういう気がいたします。規模が小さければ、それだけ民間の業者さんについては、もうけというのか、そういう利益が少なくなるでしょうから、当然割高になると。割高になれば、むしろ直営でするほうが安いということがあるかもしれないと。今のシステムの中でいけば、当面の8校を除いた残りの学校については、直営でするほうが安いというのが、教育委員会の試算なわけです。であれば、自校でいくと、経費も少なくすると。そのためには、さっき私が壇上で言った選択肢、3つの中の、8校をやめると。あとは直営で維持するほうが経費が安くなりますと。したがって、そういうふうにしますと。これが一つの選択であるし、それは今、普通に考える常識的な選択だろうと思うのですけれども、そういうことは市長の視野には入らないわけでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も民間と直営、あるいは民間だけ、あるいは親子という、この3つの選択肢しか当面はないのであろうと、このように私も思います。

当初から、センター方式というような形が入っておれば、そのようなこともなかったわけでありましょうけれども、私は小学校は教育の観点から、自校方式が望ましいと、その線を何とかキープできていける方法を現在も模索をしておると、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） ちょっとこの話は同じことを繰り返すような形になりますので、市長の答弁はわかりにくいところもありますけれども、これでこの点については終わりたいと思っております。

2番目の学校教育等検討委員会、当初予算の概要にはこう書いてあります。（仮称）学校教育等検討委員会という形で「通学区域の弾力化、小・中学校一貫教育、学校給食等について検討します」というふうに書いてあって、この「等」に、学校の統廃合ということが入っているわけですね、こういう理解でよろしいわけでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） もう一度お願いいたします。

13番（田中 健次君） 先ほど教育次長の答弁の中で、学校規模のあり方という言葉が言われました。それから、それとの絡みの中で、市長が、学校の統廃合というような言葉も言われました。学校規模のあり方というのは、非常に回りくどい言い方ですけども、ある意味では、学校の統廃合を指しているのだらうというふうに考えられるわけです。

それで、当初予算の概要には、「通学区域の弾力化、小・中学校一貫教育、学校給食等について検討します」と。この「等」の中に、学校の統廃合も入っているということでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 「等」につきましては、私が考えているところは、通学区域ということでございます。教育委員会の中では、統廃合ということは、我々の中では白紙でございますけど、当然今から児童・生徒の推移等考えますと、この検討委員会の中で議論はされると思えますけど、今、我々教育委員会としては白紙の状態でございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） それはずるいやり方なんですよ。白紙ですと、そういうものが出てくるかもしれないと。最終的にそういうことを答申というのか、報告の中によく、行政の皆さん盛り込むんですよ。いい例が、前回の行政改革委員会で、水道についての諮問が出ました。当然、これは私もひっくるめて、上水道についての答申だったわけですけど、知らない間に下水道の統廃合というのがその中にぼつんと入ってしまったわけです。

そういうような形で、白紙と言われて、これから入ってくるのですか。そういうものは、学校の統廃合については検討しないと言えないのですか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） この委員会の設置の目的が、防府市に合った、防府市の小・中学生にとって理想的な教育環境について検討してもらおうと思っております。したがって、その中にはいろんなことが検討されるのではないかなというふうに予想されます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） いろんなことが検討される中に、では学校の統廃合も入るという理解でよろしいのでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 統廃合という形がどうかわかりませんが、望ましい形という形で議論の中で出る可能性はあると思っております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） こういう、「等」に、そういう大きな問題までひっくるめるというやり方は非常に問題があるやり方だろうと思います。この辺はぜひ、委員会で審議をしていきたいと思えます。

それから、時間が限られておりますので、この辺については、また後、言いましょう。

それから、民間委託のために必要な工事という形で、偽装請負の問題は、今、労働局に行ったりという形で、十分かどうか知らないけれども、改善をしているということだったと思うのですが、確認でお聞きをいたしますが、八百屋さんのようなそういう、業者さんから検収するときですが、これは学校側だけで今この検収というのをやっているのかどうか。以前は業者さんと一緒に、請負業者の社員さんと一緒にやっていたのですが、現在は学校側だけでやっているのかどうか、この点をちょっと確認をさせてください。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 業者さんが持ち運ばれまして、はかりに乗せられて、その中で学校栄養職員が確認をしているというふうになっております。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番（田中 健次君） 話がわかりにくいので、業者さんというと、八百屋さんのほうの業者さんと請負の業者さんと紛らわしいので、例えば八百屋さんであれば、八百屋さんがどうするのですか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 八百屋さんが持っていらっしやいまして、はかりにかけられるのですが、八百屋さんがはかりにかけられます。そこではかりにかけられたものの重さと内容を学校栄養職員が確認をして、検収済みのものを置いて、今度は受託業者のほうにお渡しするという形をとっております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) そうしますと、今度、受託業者さんと学校栄養職員の間は、当然責任者同士でやるということが当然のことだろうと思うのですが、責任者同士、受託業者の責任者とそういうことをされていると、こういうことでよろしいでしょうか。

副議長(安藤 二郎君) 教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 当然、基本はそのような形でやっております。

副議長(安藤 二郎君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) そういう形であれば、一定の改善はされたと思いますが、先ほど工事については、当然これから工事にかかる分については、当然そういった拡張するだとか、そういうものも工事の中に入れていくと。これは民間委託をするために必要になる工事なわけですね。直営であれば、必要のない工事ということになるわけですね。その点で、その辺、民間委託するために、余分にこれぐらいかかる工事費ということを、この場ではすぐ資料を出せないでしようから、これから積算をしないといけないでしようから、これについては、きちんと積算をして、ドライ運用の工事は、民間でも直営でも、委託でも直営でもやらなくてはいけない工事ですが、民間委託するがために必要になってくる工事で、これは民間委託にとってデメリットの分なわけですけれども、このデメリット分の工事がどれぐらいかかるのかということの資料をできるだけ早くお示しくくださるように要望しておきます。

それで、時間があとわずかしかありませんので、やや不消化の質問ですけれども、最後に少し意見だけ申し上げておきます。

一つは、東京八王子市の例なのですけれども、東京八王子市は、小学校について、インターネットで調べた限り、平成11年度に4校ほど給食調理の民間委託を開始をいたしました。11年度ということで、スタートしたのは12年の1月、3学期からですけれども、11年度に4校、それから翌年の12年度については、3校つけ加えて7校委託するという形をしております。

ところが、13年度からは、八王子市は、民間委託よりも、こちらのほうが経費が少なくなるというので、八王子市の資料でいくと、併用方式というやり方を採用されました。その併用方式で13年度に10校やると。最終的に、18年度現在で27校をこれで実施していると。もとの委託のところをどうされたかというのは、この資料だけではわかりませんが、直営よりも併用方式でやるほうが安上がりということで、併用方式でやっていると。それでは、併用方式とは何かということですが、市の正規職員と市で雇用する臨時職員で給食調理業務を行う方式、つまり防府市が今、直営とっているのが、八王子市でいえば併用方式なんですけど、このほうが安いと。直営というのは、市の正規職員だけで

あるのが、直営で、併用方式というのは、市の正規職員と市で雇用する臨時職員、このほうが民間委託より安いと、こういう形で八王子市はしているわけですね。

そういう意味でいけば、防府市は時間をかけて直営から併用方式に段階的に移行していったわけですが、それを今度八王子市に言わせれば、費用がかかる民間委託にしているというのが、今の防府市のことになるのではないかというふうに私には思われてなりません。

あと、教育委員会は、10年、20年のオーダーで考えられているのだろうと思うんです。というのは、当面、10年間は、新規採用するほうがむしろ経費が安くなると、10年間はずっとですね。11年目ぐらいから逆転していくわけですから、トータルで20年ぐらいしたらプラスマイナスゼロで21年ぐらい先に民間委託の効果が出ると。そういうスケールの中で考えているわけでしょうけれども、やはり時代の流れというのもつかんで、政策のリスク管理というようなことも、私は必要ではないかと思うのです。

一つは、私はこれはこうなることを望まないのですが、消費税の問題です。現在5%ですが、これが中福祉・中負担というふうな形で、10%、15%になれば、1,000万円、委託費を相手に渡しても、現在では48万円、税務署にいて、あと952万円、業者さんの懐に入って、それが人件費だとか、いろいろなものにかかるわけです。もし、これが15%になれば、131万円、税金でいってしまっ、869万円しか業者さんのところにいかないと。そうすると、直営と委託のコストの差というものが、そこで15%も出てくるわけですから、こういった、消費税が何%になればどちらが得かということが一つ考えられなければなりません。

それから、国際的な動きもひっくるめてありますが、同一労働・同一賃金の流れというのがあります。これは、きのうちょうどテレビでやっておりましたけれども、ワークシェアリングといいますが、オランダでは、正規職員、パート職員、派遣職員、同じ時間単位で賃金が払われるという形です。

昨年、EUは、11月に、派遣労働者にも、派遣先労働者、いわゆる直営の労働者との均等待遇を保障する指令というのを出しています。このEUの指令というのは、必ずしも法律にはなりませんけれども、各国が法律をつくる基準ということで、だんだん縛りがきいてまいります。

日本でも、ワーキングプアの問題が出てまいりまして、働いても収入が得られないと、そういう形で、最低賃金を上げる話だとかいうことが出ております。ちょっと古い雑誌ですけど、1年ぐらい前の雑誌ですけども、民主党と連合が政策協議をして、最低賃金を当面800円、最終的には1,000円台にまでするという、こんな話も出ております。

そうならば、官民の格差というものが少なくなって、民間との格差が少なくなって、民間委託のメリットというのが非常に薄くなっていく、こういうことが2番目にあります。

それから、3番目に国の政策変化ということもあります。

経済財政諮問会議が今年の8月に骨太方針2008というのを出しましたが、この中には、構造改革という言葉がなくなりました、本文の中に。それから、民間開放という言葉もなくなりました。民間委託という言葉が1カ所だけ出てくるんですが、何の民間委託かというと、旅費の支払いの民間委託についてやるというようなことのように、国の骨太方針もそういうふうな形の大きな動きが出ております。

そういったことで、民間委託というものについては、もう少し長い目で見て、本当にこれが適当なのかどうか考えていただくということを要望したいと思います。

それから、最後に、昨日、学校給食を考えるという保護者の方たちが、松崎小学校、新田小学校保護者有志588筆、それから、同じ学校の教職員有志という方で57筆の署名が議会にも出されて、これは市長のほうにも出されたというふうにお聞きしましたが、こういうこともあるということをよくお考えになって、今後の政策を進めていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 以上で13番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで10分間ほど休憩をいたします。2時10分より再開をいたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 開議

副議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は、5番、山根議員です。

〔5番 山根 祐二君 登壇〕

5番（山根 祐二君） 公明党、山根でございます。通告に従って質問いたします。

昨年秋より、大きく経済不況の影響が出ております。多数の派遣社員、期間社員の解雇から始まり、正社員の解雇をも実施する企業も出てきており、NEC2万人、日産2万人、日立7,000人と、先行きが見えない不透明感が漂っております。

2月末で解雇あるいは3月末で解雇と、日を追って離職者の数が増え、防府市のハローワークには多くの方が相談に訪れております。時に駐車場は満杯、相談は2時間待ち、3時間待ちの状態です。にもかかわらず、9時から5時までの業務時間であり、土曜、日曜は当然のごとく門を閉ざす。行政は、この離職者の状況をどうとらえているのでしょうか。まるで他人事のように考えているような気がしてなりません。

私が受ける市民相談の内容も、解雇され、所持金もなく、住むところも追い出され、あすの食事をどうするかというもの、雇用の当てもなく、住宅ローンも支払いの計画が崩れ、住宅を売却せざるを得ない人など、切実なものです。

本市の市政なんでも相談課によると、12月16日から2月7日までに、マツダ関連離職者相談の受理件数が、雇用関係26件、住宅関係34件、融資関係31件、その他が32件の合計123件という結果であります。

このかつてない状況で、我がまちの政治や行政に取り組む使命と責任とは何か。それは、市民の生活を守り、雇用を守ることに尽きると私は考えます。未曾有の経済危機に立ち向かう市長のリーダーシップのもと、地域政策の展開が今こそ求められるときであります。実行力とスピードが大変重要です。

国も、昨年からの補正予算、続いて第2次補正予算、そして新年度予算と、いわゆる三段ロケットで事業規模75兆円の総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚策に懸命であります。

その中でも、特に生活支援の色彩が濃い、自治体のための雇用機会創出のために、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業臨時特例交付金が用意されております。

この予算についてお伺いいたします。総額では4,000億円となる交付金の、その目的にかなった本市の取り組みが地域活性化に大変重要なのは間違いありません。

そこで質問です。ふるさと雇用再生交付金の概要と本市への配分額は幾らか。

2、国、県からの説明後のこれまでの対応はどのようにされたのか。

3、それに対する具体的な取り組みはどうか。

4、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の概要と本市への配分額は幾らか。

5、8年前の緊急地域雇用特別交付金の取り組みはどうであったのか。

6番、今回の具体的な取り組みはどうか。

7、政府が雇用対策事業例として示している学校等における太陽光発電利活用設備の設置に取り組んではどうか。

以上、7項目についてお願いいたします。

次に、火災警報器設置助成事業についてお尋ねいたします。

平成18年に消防法が改正され、既存住宅については、防府市においては平成23年5月31日までに火災警報機を取りつける必要があります。法改正以後、議会質問でも何度か取り上げられ、当局も今日まで法律改正の告知と機器取り付けの推進に努力されてこられたことと思います。

消防庁の資料によりますと、戸建住宅、アパート、マンションなどの住宅火災による死

者数は、建物火災による死者数全体の9割を占めています。そのうち実に6割近くが65歳以上の高齢者です。今後、高齢化により、住宅火災による死者数が増加するおそれがあります。こうした状況のもと、火災の発生をいち早く知らせしてくれる住宅用火災警報器などの設備が義務づけられました。

住宅火災による死者数の推移は、平成15年から18年までの4年連続で1,000人を超えています。平成17年が1,220人、平成18年が1,187人となっています。住宅火災で亡くなられた方の六、七割は、逃げおくれが原因だそうです。早く火災の発生を知っていれば助かったのではないかと考えられます。

住宅用火災警報器は、住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報器や音声で知らせしてくれるものです。設置により、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。

平成18年に発生した住宅火災100件当たりの死者発生率は、住宅用火災警報器が設置されていない住宅火災では7.7人で、住宅用火災警報機が設置されている住宅火災では2.4人となっており、住宅用火災警報器が設置されることにより、およそ3分の1に減少することがわかります。

また、アメリカでは、1970年代後半、火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、住宅用火災警報器の設置が義務化され、その普及率が90%を超えた2002年には、死者数が3,000人と、ほぼ半減しました。イギリスでも同様の結果が見られており、住宅用火災警報器が住宅火災による犠牲者を減らす有効な役割を果たしていることがわかります。

さて、防府市社会福祉協議会では、火災警報器設置助成事業を行っていますが、助成の対象となるのは、1、満65歳以上のひとり暮らし高齢者等、2、ひとり暮らしで身体障害者手帳1級もしくは2級を所有されている方となっています。

防府市の国勢調査資料を見ますと、65歳以上のひとり暮らし世帯数は約3,600、2人暮らしとともに65歳以上の世帯も、データから見るとひとり暮らし世帯と同数程度あると推察されます。しかし、この2人世帯は助成制度の対象外となります。

今回、地域の高齢者の方に接することが多い民生委員の方から御相談を受けたわけですが、いま一つ火災警報器に対し関心の薄い高齢者の方に対しまして、助成制度を利用して火災警報器の設置をしましょうとの呼びかけは、啓発推進に大きく寄与するものとなるでしょう。

そこで質問ですが、この助成制度が始まってからの実績はどのように推移しているでしょうか。

そして、65歳以上の高齢者の夫婦世帯にも助成できるようにしていただけないか。

以上、御答弁、お願いいたします。

次に、地上デジタル放送設備についてお尋ねいたします。

御存じのとおり、2011年7月にテレビのアナログ放送は終了いたします。それ以降、学校にあるアナログテレビは、デジタルテレビに買いかえるか、または、デジタルチューナーなどを取りつけないければ視聴できなくなります。

文部科学省にデジタルテレビ等を活用した先端的教育、学習に関する調査研究協議会というものがあり、地上デジタルテレビ放送を学校で活用することを推進しております。デジタルテレビの迫力ある美しい画像は、児童・生徒の興味・関心を向上させ、パソコンやカメラと連携させ、わかりやすい授業ができるなど、大きな学習効果があるとしています。

新学習指導要領では、児童・生徒が課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育成し、主体的に学習に取り組むこととしており、デジタルテレビの整備によって、視聴覚教材や映像メディアの活用が進み、思考力が向上することが期待されます。

文科省によりますと、テレビの台数は、小学校38万台、中学校14万台、高校10万台、保有しており、昨年の調査では、デジタルテレビは1%しかなかったそうです。デジタルテレビ導入には多額の費用が必要なため、国では購入費や工事費の総額の半分を補助することを決めています。平成20年7月に、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議が定めたアクションプランでは、学校や公民館等の重要公共施設は優先してデジタル化を行うこととされております。

教育現場におけるデジタルテレビ放送の効果については、平成17年から19年度に全国6地区21校、平成20年は全国5地区12校で実施実験をして、教育効果を検証しています。

ここで、従来のアナログ放送にはなかった地上デジタル放送ならではの特徴は、1、高画質、高音質であること、2、大画面映像、3、データ放送、双方向サービスなどです。検証結果として、1、高画質、高音質な映像による児童・生徒の興味関心の向上、2、パソコン、デジタルカメラ、実物投影機等との連携による知識、理解の定着を挙げ、教育現場における学習効果等に有用であることを実証しています。

こうした結果から、地上デジタル放送に対応したデジタルテレビの導入が重要としています。そして、その特徴を生かすために必要とされるデジタルテレビは、最低40インチ以上の大きさ、できれば50インチが望ましい、また、パソコンや実物投影機を接続するための入力端子を備えたものがよいとしています。

そこで質問です。国の新年度予算措置に対し、本市では、小・中学校の地上デジタル放

送に対する設備はどのように取り組まれるのかお聞かせください。

次に、防犯灯設置についてお伺いいたします。

我々議員に寄せられる市民相談はさまざまな内容のものがありますが、その中で多い相談の一つが防犯灯の設置であります。

防犯灯設置につきましては、本市では、自治会による防犯灯新設に対しての補助、同機器取りかえに対する補助を行っており、電気代に対しても一定の割合の補助を行っているところであります。

通常、地域住民が防犯灯の設置を望まれる場合、自治会に申し出て、自治会が承認し、市に対して設置の助成申請をして設置に至っております。しかしながら、設置いたしましても、後々の電気代に関しては自治体の負担が続くこととなります。したがって、自治会住民が利用する人数あるいは頻度が高いものが優先されます。

例えば、他の自治会から児童・生徒が通学路として利用する道路に防犯灯が必要と保護者が感じて、自治会を越えての要望は難しいものがあります。あるいは、複数の自治会の境界付近の道路では、必要と感じる住民がいても、自治会相互の連携はなかなか思うようにはいきません。

また、JR鉄道高架下は、歩道も整備されており、朝晩のウォーキングする人も多くいますが、この歩道は広範囲にわたっているため、自治会での対応が困難な箇所も多くあります。

そこで、公設防犯灯設置事業を創設してはいかがでしょうか。

兵庫県洲本市では、町内会の要望により、該当する場所へ公設防犯灯を設置します。その設置基準は、1、主要道路上で付近に民家が少なく、かつその受益範囲が複数の自治会住民に及ぶため、当該自治会等が設置し、管理負担する自治会管理防犯灯を設置することが困難な位置にあり、市長が必要と認める箇所、2番目、公共建物もしくは公共施設構内またはその周辺50メートル以内の地点で、市長が必要と認める箇所、3、その他、市長が特に必要と認める箇所としております。

つまり、防犯灯は必要だと思う場所だが、通行する人の多くが他の自治会住民であるなど、自治会としては費用を負担してまで設置責任は負えない場所、また、多くの自治会住民が通行する場所であるが、設置希望者が自治会区域外であるので、自治会として防犯等を設置できない場所などが該当すると思われます。安心安全なまちづくりのため、ぜひとも前向きな御答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、政府第2次補正予算についての御質問にお答えをいたします。

最初に、ふるさと雇用再生特別交付金の概要と本市への配分額は幾らかとの御質問でございますが、この交付金事業につきましては、国が創設したふるさと雇用再生特別交付金を原資とした新たな基金を県が造成し、これを財源として、地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業を実施し、地域求職者等を雇い入れて、安定的な雇用機会を創出しようとするものでございます。

対象事業につきましては、基金事業終了後も雇用の継続が見込まれる事業、新規事業で既存事業の振りかえでないものなどとされ、事業の実施方法といたしましては、民間企業等に委託して実施するものとし、地方公共団体による直接実施はできないものとされております。

また、新規雇用者の雇用期間につきましては、原則1年以上の雇用期間が必要で、更新もできるものとされております。

さて、本市への配分額につきましては、平成21年度から23年度の3年間で1億1,580万円でございます。

2点目の国、県からの説明後のこれまでの対応についてのお尋ねでございますが、まず、国から県に対しまして事業実施準備の連絡が平成20年 昨年でございますが、12月20日付でございました。以後、県段階における説明会が本年1月16日に県庁で開催され、政府の第2次補正予算案が成立した場合には、短期間のうちに、より一層の雇用創出効果が得られるよう、事業開始に向けた準備作業が必要との説明でございました。

そのため、緊急雇用創出事業も含めまして、1月20日に、事業概要や各種事業例の説明及びニーズ調査等を行いまして、その後、庁内の関係部署で協議を重ねてきたところでございます。

3点目の本市の取り組みについてのお尋ねでございます。

ふるさと雇用再生特別交付金事業につきましては、山口・防府地域工芸地場産業振興センターにおいて、地場産業の地域資源活用商品の開発等支援事業を実施することを検討しておりましたが、県におかれまして、この事業を同センターに委託されることとございました。そのため、平成21年度事業計画の申請は行わず、今後、雇用対策事業事例を参考にしながら、引き続き庁内で費用対効果も含め検討することといたしております。

次に、4点目の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の概要と本市の配分額についての御質問にお答えをいたします。

この交付金事業は、ふるさと雇用再生特別交付金と同じく、県において新たに基金を造成し、これを財源として、急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者などの失業者に対して、緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供しようとするものでございます。

対象事業といたしましては、地域内にニーズがある事業、新規事業で既存事業の振りかえでないもの、離職した非正規労働者、中高年齢者などのための6カ月未満の事業であって、次の雇用へのつなぎの就業にふさわしいものとされております。

事業の実施方法といたしましては、民間企業、シルバー人材センターへの委託とともに、地方公共団体による直接実施もできるものとされております。

本市への配分額につきましては、平成21年度から23年度の3年間で6,820万円でございます。

次に、5点目の、8年前の取り組みはどうであったかとの御質問でございましたが、平成13年度から16年度にわたりまして、緊急地域雇用創出特別基金補助事業として、事業総額2億3,191万6,000円で実施いたしておりますが、その主な補助事業につきましては、平成14年度事業として市有林保育事業の346万5,000円、平成15年度事業として漁港環境美化整備事業の235万円、平成14年度から平成16年度事業として、街なか循環バス運行事業の3年間で2,370万円、平成15年度から平成16年度事業としまして、市民活動支援センター管理運営事業の2年間で532万1,000円、同じく15、16年度事業として、図書館旧蔵未整理資料データ作成事業の2年間において1,315万3,000円、平成16年度事業として台風災害ごみ分別委託事業の3,400万円などを実施しまして、かなりの効果があったものと推察いたしているところでございます。

次に、6点目の今回の取り組みはどうかとの御質問でございまして、平成21年度事業計画として、現在、準備を進めておりますが、各課から要望があった事業については、直接実施によるものが5件、委託事業によるものが2件でございます。

そのうちの内容でございまして、直接実施によりますものが、環境美化整備事業、耕作放棄地等調査準備業務、観光アンケート事業、文化財郷土資料館資料整理事業、小学校図書室データ整理事業の5事業、そして、委託事業によりますものが、市有林環境保全事業と商店街活性化事業の2件でございます。

なお、緊急雇用創出事業に係る事務手続の流れにつきましては、事業計画書を県を通じて国に提出し、その内容が適正であると採択されれば、新年度から事業を実施することができる予定となっております。

このため、平成21年度の緊急雇用創出事業に迅速に対応できるよう、3月定例会市議会の最終日に新年度の補正予算を上程することといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、学校などにおける太陽光発電利活用設備等の設置に取り組んではどうかとの御提案でございましたが、学校施設で太陽光発電の活用をすることは、地球環境に配慮した施設でありまして、児童・生徒に対しましてもCO₂削減や環境教育の観点からも大きな意義があるものと考え、小野小学校では校舎の蛍光灯の電力を賄うための太陽光発電を設置しておりますし、また、屋内運動場の建設に合わせまして、佐波小学校、右田中学校、大道小学校には太陽光発電の街灯を設置してまいりました。また、これから建設いたします新体育館に太陽光発電の街灯を設置する予定でございます。

議員御指摘の雇用対策事業例の中に、学校などにおける太陽光発電利活用設備等の設置があることは承知しておりますが、学校に太陽光発電利活用設備の設置する事業が継続した雇用の創出にどうつながるかなど、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、各担当部長より答弁いたさせます。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。

ふるさと雇用再生交付金のほうでございますけれども、市長の答弁にございましたように、これは直接雇用することができなくて、委託事業であるということでありまして、なかなかこういう短期間の間にその事業を決定するというのは難しいというふうに聞いております。

1億1,580万円の予算が出ておりまして、3年間ということでございますから、次年度からのまた活用というのも大いに考えていかなければならないことだろうと思います。せっかくの予算でありますから、雇用再生につながり、原則1年の雇用創出をして、なおかつ、それが民間にまた継続事業となるということでございますので、非常に景気対策としては意義ある、雇用対策としては意義あるものではないかと思っております。

このふるさと雇用再生のほうでございますけれども、次年度からの取り組みでございますが、いろんな政府の事例を参考として検討するという答弁ではございましたが、具体的に、このふるさと雇用再生交付金の3年間の中の、特に次年度からの活用の方法、取り組み方ということについて、ちょっと具体的に説明いただけませんか。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、ふるさと雇用再生特別事業への取り組みということですが、大きく分けて分野が10項目ございます。御承知かと思っておりますが、介護・福祉

分野の関係、さらには子育て、医療分野、産業振興、情報通信等々あるわけですが、それらについて部内でも、今から庁内でいろいろ協議を持ちまして、これらが利用できるかできないか、今の委託も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 予算的には、先ほど述べられたとおりでございますけれども、国の予算では2,500億円という大きなものでございますので、ぜひとも雇用対策に活用していただきたいというふうに思っております。

この中で、例として学校等における太陽光発電利活用設備ということを示しましたが、学校の設備だけに限らず、太陽光発電への関連事業というのは非常に注目されているものでありまして、こういった関連企業を防府市に誘致するということは、現在の防府市の自動車関連企業に加えて、防府市の産業の大きな柱となる可能性があるわけでございます。こういった予算の機会をとらえて、そういった事業につなげていくということは、大変重要なことではないかと思えます。

この太陽光発電ということで、最近マスコミでも非常に取り上げておりますけれども、新聞の記事の中に創出効果60万人を見込むという記事がございました。これは、各自治体とか企業による太陽光発電導入支援、こういうのを通じた雇用創出の取り組みの例が加速しているという記事でございます。宮城県では、2009年度から太陽光発電の関連企業の県内誘致に乗り出したと。次の成長分野は環境産業だということで、行政でも期待しているということがございました。

太陽光発電は、パネルに使用するシリコン素材など、さまざまな部品で構成されている。自動車関連企業もさまざまな部品で構成されて、すそ野が広いということでもありますけれども、環境省が太陽光パネルの関連装置などの増産が順調に進めば、約60万人の雇用を生み出せると試算しております。

こういった今回の2次補正予算の機会をとらえて、次の防府を担う産業を誘致していくということも頭に置いて、いろんな予算組みあるいは庁内の意見、創意工夫をお願いしたいなと思うところでございます。

緊急雇用創出のほうは、これは臨時的なつなぎ雇用ということで、6カ月未満の非正規雇用あるいは市の直接雇用ということで、市のほうでもさまざまな雇用をされているという事情を聞いております。

この中に、ハローワークの連携というのを挙げておられるわけですが、国です、ね、こういう例を挙げておられるわけですが、先ほど壇上で述べましたように、防府

のハローワークにもたくさんの方が就職を求めて相談に行っているわけですが、この緊急雇用創出事業につきまして、ハローワークと防府市との連携というのはどのように行われているか、この点をちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） ハローワークと防府市との連携でございますが、現在マツダ対策会議を持っております。その中で、今、住宅に困窮しておられる方等を、市住を用意いたしましたり、県住等を用意いたしておりますが、その他、雇用促進住宅の入居に関しまして、今、たしか40戸から50戸程度、雇用促進住宅のほうに入っております。

そういったような関係もございまして、ハローワークとはそういった連携、連絡は常にとっておりますし、マツダにおきましても、出張相談サービスコーナー、それらについて、防府市もハローワークと一緒に同行して、いろんな相談業務に当たっております。

以上のようなことから、常にハローワークと防府市では連携をとりながら、いろいろな雇用面において、手を携えて、今のところ頑張っておるということでございます。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 8年前の緊急地域雇用特別交付金の際の例を、先ほど市長からいろいろ示していただきまして、大変、防府市として、過去に、そういう資金を利用しましてさまざまな事業を行っているわけでございます。今回のこういった予算措置に対しましても、庁内の創意工夫を重ねまして、有効な雇用創出につなげていただきたいと思いません。

この項は、これで終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、火災警報器設置助成について。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 火災警報器設置助成についてお答えいたします。

この火災警報器設置助成につきましては、消防法の改正により一般の住宅に火災警報器の設置が義務づけられたことに伴いまして、高齢者が安心して安全に暮らすことができるよう、火災警報器の設置に対し費用の一部を助成するもので、助成期間は平成22年度末まででございます。

助成が始まりました平成19年4月からの実績でございますが、平成19年度が193件の219台、平成20年度が1月末まで183件の204台となっております。この2年間で、この制度を利用して376件の423台が設置されております。

次に、火災警報器設置助成対象者に高齢者のみの世帯も対象にしてはどうかという御提

案でございますが、住宅用火災警報器につきましては、消防法で平成23年5月末日までの設置が義務づけられておりますため、最も危険度の高い、ひとり暮らしの65歳以上の方及びひとり暮らしの重度身体障害者を、この制度の助成対象といたしたものでございます。

これまでの助成状況から見ますと、まだまだ設置されておられない方がいらっしゃると思われまので、この制度を利用され、安心安全な生活が送れるよう、さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

高齢者のみの世帯への助成につきましては、ひとり暮らしの65歳以上の方の設置状況を見ながら、助成すべきかどうかを検討してまいりたいと存じます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 利用されている方が423台ということで、予算にしてみれば、3,000円を上限に助成するということになっておりますので、130万円、140万円ぐらいの予算執行ではないかと思えますけれども、この、ひとり暮らしが最も危険ということで、そこに助成しているということで、ひとり暮らしの設置の状況を見て、また判断するというような御答弁でありましたけれども、消防長にお尋ねいたしますけれども、先ほど壇上より、アメリカの普及率が2000年には90%を超えたと述べましたけれども、防府市の現在の普及率はどの程度でございましょうか。

副議長（安藤 二郎君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） この件につきましては、山下議員から二、三度御質問がありまして、明確にどれぐらいという設置率ということをお答えが、残念ながらできておりません。とは言いながら、ある程度の目安がなければ、何事も事業は進まないということで、実は、この21年2月の状態ですけれども、総務省のほうで防府地区については21.7%だということが発表されております。これも、あくまでも推計でございます。

それで、いかなものかという思いもありまして、実は、あらゆる機会をとらえて普及啓発活動をやっております。その中で、消防フェア、消防訓練等々、防火診断等を含めて、平成20年の10月からではございますが、この2月までに、大きな人が集まる場所、消防が関係する人が集まる場所、こういったところで13回、実はアンケートをいたしました。その13回の中でアンケートにお答えいただいたのが、817名の方からアンケート、いただきました。

この結果では、今の設置率は34.5%というふうになっております。ただ、しかし先ほど申しましたように、あくまでもある地域、ある団体でございますので、推計でござい

ます。

ちなみに、この中で一番高い順が、消防本部で消防フェアというのがありまして、このときに106名の方からアンケートをいただいて、このときには60.4%の方が設置しておると。消防フェアに来ていただけるような方々ですから、そういうことにも関心があるんだろうと。ちなみに、一番最低は、ある地域で、これは防火診断ですが、10.2%というようなことも出ております。

お答えになったかどうかわかりませんが、今、現状、消防で何とか設置率を知りたいという思いの中での資料とすれば、今、お答えできるのはここまででございます。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） アンケートもさまざまな場所でされているということでありまして。消防におきましては、これまでも大変に普及推進に力を入れてこられまして、聞くところによりますと、地域へ出向いて説明会なども積極的に行われているということで、大変結構じゃないかなと思います。

普及率にいたしましては34.5%、あるいは非常に低いところであれば10.2%と、まだまだ普及率は低いというのが大体的な感じでありましてけれども、先ほど、この助成制度につきまして、その結果を示していただきましたけれども、この予算、19年度の予算とその執行額の違いですよね、それは20年度も、今、わかればお願いしたいんですけども、これ、ちょっと示していただきたいんですが。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

19年度は、予算額1,206万円をやっておりましたが、実際は86万5,540円の執行でございました。20年度は、落としまして819万7,000円の予算をとっておりましたが、執行額は平成19年度と同じぐらいになるのではないかとこのように思っております。

以上です。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 予算と執行額というのは非常に差がありますけれども、予算を組んだ設定の根拠というのはどういったことでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 対象者を大体それぐらいと見まして、ほとんどの方が申請されるというふうな予算をある程度組んでおったということでございます。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） まだまだ、執行額から見ると、予算については余裕があると。もう少し対象を拡大しても大丈夫じゃないかなとは思いますが、平成23年の5月末までの設置というのは一つの目標ではありまして、関心の薄いといいますか、御本人が希望されないのに無理やりつけるわけにはいきませんが、こういった助成制度があるということを民生委員から聞いて初めて、ああ、そうなんかと、つけられるということがあるということも聞いております。

例えば、65歳以上のひとり暮らしでは、先ほど最も危険度が高いと言われましたけれども、例えばその年齢の条件もいろいろ研究して、70歳以上あるいは75歳以上の場合には、そういう夫婦世帯には助成をしていくというようなことを一度思考してみるというのも一つの方法じゃないかなと思います。

目的としましては、そういった方々、できるだけ多くの方にそういう設備をしてもらって、被害者を少なくするというのが目的でございますけれども、こういった年齢枠の拡大というのは難しいものなんでしょうか、どうでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） この一般質問の通告をいただきまして、部内で検討しました。それで、65歳以上の御夫婦だけの世帯あるいは75歳以上、これは火事が起きて、もしお亡くなりになったら大変な損害ですから、3,000円程度の負担ならば、これは考えてもいいなというふうな話を今、しております。ところが、一応現状65歳までということ、あるいは身障の1、2級の方だけという要綱がございますので、その辺の変更と、あとは財政のほうで財務と詰めていきたいというふうには思っています。

以上です。（発言する者あり）失礼しました。65歳以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 午前中、介護の質問で老老介護という話もありましたけれども、そういった御家庭というのも非常に多く見られるようであります。今、検討中ということでありましたので、ぜひともよい結果を出していただくように期待して、この項を終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、地上デジタル放送設備について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 小・中学校の地上デジタル放送に対する設備はどのように取り組むのかとの御質問にお答えします。

現在の学校教育において、テレビ放送を活用して授業内容をより豊かにしていくことはますます重要となっており、本市の全小・中学校においても、テレビ放送を活用した授業

を行っております。

この授業での活用方法は、テレビ番組が放送されるリアルタイムでの活用や録画をしての活用など、その方法と時間数は各学校や学年でも異なっておりますが、本市の学校教育の中で、テレビ放送を活用した授業は欠かせないものになっております。

御質問の小・中学校の地上デジタル放送に対する設備はどのように取り組むのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、テレビ放送は平成23年7月25日から地上デジタル放送に完全移行され、これに伴い現在の受信システムでは放送を見ることができなくなりますので、テレビアンテナや配線などの設備面を整備し、テレビを地デジ対応のテレビに買い替えることが必要になります。

しかし、本市の小・中学校には、各教室に1台ずつ授業に活用するためのテレビが設置してあり、平成19年1月現在の設置台数は、小学校に368台、中学校に209台の合計577台あり、これを一度に全部買い替え、すべてのテレビを地デジ対応のテレビに更新するには多大な経費が必要になります。

そこで、まずは各学校に整備してあるテレビアンテナ、ブースター、分配器と配線を使用して地上デジタル放送を見ることができるかを確認するため、新年度にデジタルチューナーと地デジテレビを購入し、調査したいと考えています。

この調査結果により、現在、設置してあるテレビにデジタルチューナーを取りつけることで地上デジタル放送を受信できることが確認できれば、当面の対応として、デジタルチューナーを取りつけることを基本に、必要な台数を学校と協議し、授業に支障が出ないように対応したいと考えております。

また、現在のテレビ配線が使用できないような学校があれば、アンテナや配線などを整備する必要が生じますので、個々の状況に合わせ対応をし、平成23年7月以降も学校教育に支障が出ないようにしたいと考えております。

その後、地上デジタル放送に対する中・長期の整備計画を策定してまいりたいと考えています。

なお、地上デジタル放送への移行は、国の方針で進められたものでもあり、これに対応するには多額の費用を要するため、国の財政支援制度がさらに充実されるよう、市長会を通じて強く国に要望してまいりたいと考えておりますので、議員からの御支援もいただきたく、よろしく願いいたします。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） まずは、チューナーを購入して、各学校の受信状態を調査して

いくということでした。たくさんある中で、必要な台数を聞いて、当面チューナーを購入し、そのチューナーで対応する、映るようにするというような答弁でしたが、チューナーだけで当面は対応するというので、その中にデジタルテレビを購入するという選択肢はないのでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） ちょっと言葉足らずだったんですけど、チューナーをつけるのを基本といたしまして、特に理科の授業とか、デジタルテレビのほうがいいものにつきましては、地デジ対応のテレビを入れていきたいというふうに考えておりますので、あくまでも基本ということでございます。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 文科省が言っておりますデジタルテレビの活用というのは、単にデジタル放送を視聴できるということだけではなくて、壇上で申し上げましたように、デジタルテレビの特徴というのを教育に生かすということが一つの目的であるわけでございます。

チューナーをつければ映るようにはなるわけではありますけれども、例えば、テレビも古くなっていきます。その購入、今、されている577台のうちには、随分昔に買ったテレビもあると思いますけれども、製造メーカーというのは、部品の供給責任の年数というのがございまして、テレビであれば製造を中止してから8年間、部品を持っておく義務があるというのがありますけれども、大まかで結構でございますけれども、その577台、テレビがありまして、購入して10年を経過したというのは、おおよそで結構ですけども、何台ぐらいあるかわかりますか。

副議長（安藤 二郎君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） おおよそということでございますけど、平成10年以前のテレビになると思いますけど、約380台、全体の7割を占めているんじゃないかと思っております。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 7割が10年以上たっているということでございます。家庭のテレビほど使っている状況ではないと思いますけれども、単に地上デジタル放送に対応するという考えで進むのではなくて、教育にいかんにかかして生かしていかんかということを中心に置いて、デジタルテレビを子どもたちが見れるようにする、授業で活用できるようにするというのを主眼にして、いろんな事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

文科省が言っているのは、40インチ、50インチのテレビに入れかえていくというこ

とが基本ですよということで、学校ですから、そういったテレビが、授業に活用することを考えれば、必要であるということではあると思います。例えば、学校に1台あれば、時間をずらして、あるいは合同でそれを利活用するという方法もあるわけですから、そういったことを基本に考えていただければいいんじゃないかなと思います。

この項は、それで終わります。

副議長（安藤 二郎君） 次は、防犯灯設置について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、公設によります防犯灯設置に関する御質問にお答えをいたします。

本市では、交通安全と防犯上の必要性から、自治会において設置、維持管理される防犯灯につきましては、防犯灯設置・取替補助金交付要綱によりまして、新設の場合には、その1灯における設置費用のうち1万2,000円を、取りかえにつきましては4,000円の補助を行っておるところでございます。電気料金の補助につきましても、3カ月分の電気料を補助させていただいております。

御提案いただきました公設による防犯灯設置の制度でございますが、今すぐ、直ちに新たな制度を設け、防犯等を設置し、維持管理を行っていくことは、現時点ではちょっと難しいかなというふうに考えております。

しかしながら、防犯灯は、市民の皆様にとりまして、安全で安心な市民生活の確保のために必要なものであると認識をいたしておりますので、現行の制度の中で自治会の負担が軽減されるような取り組みとして、例えばですが、現行では対象外となっております防犯灯の支柱の設置を補助の対象に加えることができないか、予算や地域の皆様の御要望等を勘案しながら前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） ちなみに、19年度、20年度の防犯灯の新設の件数 金額がわかれば金額でもいいんですけども、件数は幾らぐらいありましたでしょうか。

副議長（安藤 二郎君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 新設の件数でございますが、19年度におきましては、新設が98件、それから、取りかえが174件、平成20年度でございますが、今現在62件の新設、それから、188件の取りかえの申請をいただいております。

副議長（安藤 二郎君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） かなりの自治会からの要望は毎年あるということでございます。

先ほど支柱の設置などについての費用も検討課題だということがございましたけれども、今回、質問していますのは、費用のこともさることながら、どこが申請するかというようなのが問題となる、そういった場所があるわけです。

相談を受けまして、そこの自治会長に聞きますと、うちの自治会の人は余り通らないと、あるいは、ほとんど使うのはどここの人だというような話もよく聞くことでありまして、そういったところの考え方というのが、なかなか今、相談を受けましても対応が難しいなあというところがあります。

そういったところに、こういう公設の制度、その公設できる基準というのはいろんな設け方があると思いますけれども、そういったところを工夫して、そういった制度ができれば、非常に　それでも認められないという場合には、そういう規準に合致していないというような言い方もできるのではないかと思いますけれども、何らかの方法を模索していくというのは、行政として大事なことではないかなと思っております。

例えば、公設として設置要望があったと、その場合に、厳選して、ぜひ必要なところはここだということに許可を出し、その場合には、太陽光式防犯灯をつけていくと、そして、災害による停電時の避難誘導に役立てるとというようなことも考えられるわけでございます。防府市が初めてそういう事業を創設して、市長の決断のもとに、そういったほかの地域が範とするような事業を創設できたというのは、非常に防府としても誇らしいというようなことになるのではないかと思います。

その制度に関しては、いろんな知恵を出し合って工夫していく必要があると思いますので、簡単につくりましょうというわけにはいかないと思いますけれども、そういう要望は非常にあるということでございます。

ここの洲本市、小さいまちでありますけれども、この洲本市の状況を聞いてみますと、やはり創設したときには非常に多くの要望があって、50、60つけていったということでございます。それからは、だんだんそういう満足に値するところまでくれば、少なくなったわけでございますけれども……。

やはり自治会の、自分たちのまちの中の道路であれば、申請もしやすいし、希望する方も多いんですけれども、必要であるけれども、民家が少なく、県道である、国道であると、しかし暗いというような場所もあるわけでございまして、そういった場所にも、こういう制度を利用して、基準にありましたように、国道上あるいは県道上というような基準も設けてありますので、そういったところに設置するのなかなか今の状況では難しいわけですが、こういう制度ができますと市民の要望を満たすことができるのではないかなと思っておりますので、これは今後の課題として、こういう要望をしておきますので、ぜひと

も御検討願いたいなというふうに思います。

以上でございます。

副議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、山根議員の質問を終わります。

副議長（安藤 二郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（安藤 二郎君） 異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時 9分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年3月10日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 安 藤 二 郎

防府市議会 議員 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 山 根 祐 二